

第3章 事前配慮事項の検討

3.1 事前配慮の内容

事業計画の策定にあたり、「神戸市環境影響評価等技術指針」（平成 25 年 4 月、神戸市）に基づき実施した事前配慮の内容は、表 3.1-1 に示すとおりである。

表 3.1-1(1) 事前配慮の内容（1. 基本的配慮）

事前配慮事項	事前配慮の内容
1-1 周辺土地利用との調和	
住居系の土地利用の検討にあたっては、既存及び計画中の工場・幹線道路等の騒音・振動等の発生源及び事業実施区域周辺の気象状況にも配慮のうえ、適切な施設配置に努めること。	事業の内容は病院の建設であり、住居系の土地利用ではないが、静穏が求められる施設であるため、事業実施区域の選定にあたっては、既存及び計画中の工場等の立地状況に配慮するとともに、幹線道路等の騒音・振動等が問題とならないよう、病院棟の配置にあたっては、事業実施区域周辺の幹線道路から離隔を確保して配置する。
工場や工業団地等の土地利用の検討にあたっては、事業実施区域周辺の気象状況にも配慮のうえ、周辺の生活環境及び自然環境への影響を小さくするよう適切な施設配置に努めること。	施設供用時に大気汚染または騒音の大規模な発生源となる施設は設置しない。また、事業実施区域の周辺（特に南側）に住居等の保全対象が立地していることから、大気汚染物質の発生源となる場内車路や駐車場（約 1,300 台）の配置の検討にあたっては周辺の生活環境等に配慮して計画する。
事業実施区域の下流域及び周辺地域において、農業用水利用や地下水利用等がある場合は、これらの利水状況への影響の低減に努めること。	施設供用時の排水は公共用水域への直接的な排水は行わないよう、公共下水道への接続を検討中である。また、熱源等として地下水を汲み上げて利用する場合は必要最小限の量とし、リチャージウェルを設置して下流域及び周辺地域における地下水利水への影響の軽減を図る。
事業実施区域周辺地域の自然環境・文化環境との調和に努めること。	事業実施区域の自然地（樹林地）を可能な限り保存することにより、周辺の自然環境との調和に努めるとともに、事業実施区域の北側の埋蔵文化財包蔵地内における土地の掘削等を抑えた計画とし、文化環境との調和に努める。
1-2 改変面積の最小化	
事業実施区域の地形を生かした土地利用及び施設配置を行うことにより改変面積の最小化に努めるとともに、事業実施区域内での土工量バランスに配慮した計画とするように努めること。	事業実施区域内の南側に位置する、まとまった自然地（樹林地）の保存を図る。また、現況地形を考慮した造成計画を検討し、土工量バランスに配慮することにより、建設発生土量及び受入土量を抑えた計画とする。

表 3.1-1(2) 事前配慮の内容 (2. 自然環境の保全)

事前配慮事項	事前配慮の内容
2-1 影響の回避・低減	
事業実施区域における土地利用や施設配置の検討にあたっては、保全すべき希少種等への影響の回避・低減に努めること。	事業実施区域の南側に位置する、まとまった自然地（樹林地）を保存することにより、周辺の自然環境への影響を小さくするよう配慮する。 事業実施区域内で保全すべき希少種等が確認された場合には、実行可能な範囲で工法等の再検討を行い、影響の回避・低減に努める。事業計画、影響の回避・低減が困難な場合には、必要に応じて個体の移設・移植等の代償措置を行う。
事業実施区域内の緑地配置の検討にあたっては、周辺樹林地等との連続性に配慮するとともに、まとまりのある緑地の保全に努めること。	事業実施区域の南側に位置する、まとまった自然地（樹林地）を保存することにより、周辺の樹林地等との連続性に配慮し、まとまりのある緑地の保全に努める。
事業実施区域内の良好な緑地・水辺等について適正な保全に努めるとともに、表土の保全に努めること。	事業実施区域の南側に位置する、まとまった自然地（樹林地）を保存することにより、良好な緑地・水辺等について適正な保全に努める。 可能な限り現況地形を考慮した造成計画を検討し、表土の保全に努める。
樹木等の伐採を最小限にとどめるとともに、根株の利用等により既存樹木の活用を努めること。	施設配置を工夫することにより、樹木等の伐採を最小化するよう努める。
保存緑地とする里山等の適切な管理を行い、良好な自然環境の維持に努めること。	事業実施区域内の保存緑地（南側に位置する、まとまった自然地（樹林地））について、動植物の生息・生育基盤や里地的景観資源となるよう努める。
2-2 修復・代償的措置	
保全すべき希少種等の生息・生育地をやむを得ず改変する場合には、十分な維持管理が可能な事業実施区域の適地等に移植するなど適切な措置に努めること。	事業実施区域内で保全すべき希少種等が確認された場合には、実行可能な範囲で土地利用や施設配置の再検討を行い、影響の回避・低減に努める。事業計画、影響の回避・低減が困難な場合には、必要に応じて個体の移設・移植等の代償措置を行う。
事業実施区域の周囲の緑地帯における植栽樹種の選定にあたっては、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮するよう努めること（植生工や植栽工などの緑化においては、ブラックリスト種を原則使用しないこと）。	事業実施区域内において植生工や植栽工等の緑化を行う場合には、当該地域の現存及び潜在自然植生に配慮して植栽樹種の選定を行う。
事業実施区域内において極力まとまりのある緑地を配置するとともに、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努めること。	事業実施区域の南側に位置する、まとまった自然地（樹林地）を保存することにより、当該地域における生物生息環境に配慮するよう努める。
緑地や水辺の整備にあたっては、現存する植生や自然素材等の利用により、多様な生物生息環境の形成に努めること。	事業実施区域の南側に位置する、まとまった自然地（樹林地）を保存するとともに、新たに緑地や水辺を整備する場合には、現存する植生や自然素材等の利用により、生物生息環境の形成に努める。
事業計画により生物生息域の分断のおそれがある場合には、生物の移動空間・経路の確保等に努めること。	事業実施区域の南側に位置する、まとまった自然地（樹林地）を保存することにより、周辺の樹林地等との連続性に配慮し、生物の移動空間・経路の確保等に努める。

表 3.1-1(3) 事前配慮の内容 (3. 生活環境の保全)

事前配慮事項	事前配慮の内容
2-3 生物生息空間の再生・創出	
保存緑地の予定地であっても、自然度が低い場所では成木や苗木の植栽に努めること。	事業実施区域の南側に位置する、まとまった自然地（樹林地）を保存するとともに、必要に応じて成木や苗木の植栽に努める。
河川改修を伴う場合は、自然素材の活用、瀬や淵の保全・創造などにより、生物生息空間に配慮した河川環境の創造に努めること。	事業の実施にあたり、河川改修は行わない。
3-1 環境への負荷の抑制	
事業計画により大気汚染物質、水質汚濁物質の発生が伴う場合は、良質燃料の使用や最新の排ガス・排水処理技術の導入などにより、発生負荷量の抑制に努めること。	施設の稼働時においては、大気汚染物質の発生が問題となる設備は設置せず、施設関係車両等の場内車路や駐車場利用にあたってはアイドリングストップの実施により、また、排水については公共下水道への接続を検討し、発生負荷量の抑制に努める。 工事の実施に伴う大気汚染物質や水の濁りの発生については、工事の平準化や排出ガス対策型建設機械の採用、工事関係車両のアイドリングストップ、散水、仮設沈砂池等の設置等の配慮により、発生負荷量の抑制に努める。
事業計画により騒音・振動・悪臭の発生が伴う場合は、周辺の居住環境等に十分配慮のうえ、影響の低減に努めること。	施設の稼働により騒音・振動、悪臭の発生が問題となる設備は設置しない計画である。また、騒音等の発生源となる場内車路や駐車場（約 1,300 台）の配置の検討にあたっては周辺の居住環境等への影響の低減に努める。 工事の実施に伴う騒音・振動の発生については、工事の平準化や工事時間帯の遵守、騒音・振動対策工法の採用、低騒音型・低振動型建設機械の採用等の配慮により、周辺の居住環境等への影響の低減に努める。
物流の効率化、公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努めること。	公共交通機関の利用促進などにより、事業計画に伴う自動車交通量の抑制に努める。
コンクリート廃材、アスファルト廃材などの造成・建設に伴う廃棄物等について、排出量の抑制に努めること。	工事の実施に伴って発生する伐採草木やコンクリート廃材、アスファルト廃材については、可能な限り再資源化を行うとともに、土工量バランスに配慮し、建設副産物（建設発生土等）の排出量の抑制に努める。
3-2 事業実施区域の周囲等への緩衝施設帯の整備	
事業実施区域の周囲の土地利用状況及び環境に十分配慮のうえ、必要に応じて、事業実施区域の周囲における緑地等の緩衝施設帯の整備に努めること。	事業実施区域の自然地（樹林地）を可能な限り保存することにより、事業実施区域の周囲における緩衝機能の維持に努める。

表 3.1-1(4) 事前配慮の内容 (3. 生活環境の保全)

事前配慮事項	事前配慮の内容
3-3 道路・上下水道等の都市基盤整備計画との整合	
既存又は計画広域幹線道路や鉄道等の交通基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域への適切なアクセスの確保に努めること。	施設関係車両(新病院の利用者、職員等の車両)の出入口は幹線道路には設けず、新たな進入路を整備する。 施設の供用にあたっては、公共交通機関でのアクセス性向上が図れるよう、鉄道駅等からのシャトルバスの運行等について検討する。
上下水道計画等の都市基盤計画との整合性に配慮することにより、事業実施区域における適切な給排水に努めること。	日常的な施設の運用に必要な水源は上水道とし、一部エネルギー効率の向上を図るため地下水を熱源として利用することを検討する。 施設供用時の排水については、公共下水道に接続することを検討する。 雨水の排水については、雨水貯留槽を設置し、豪雨時の流出量増大を抑制する。
3-4 その他	
雨水の地下浸透システムの導入等により雨水の浸透能力の修復を図るなど、地域の水循環の保全・回復に努めること。	駐車場等の舗装は透水性舗装を採用し、雨水貯留槽を設置することにより、地域の水循環の保全・回復に努める。
事業計画に伴い地下構造物の建設や地下水採取を行うにあたっては、地下水脈への影響の低減に努めること。	地下水脈に及ぶ掘削を伴う工事を行うにあたっては止水壁を打設し、必要に応じてリチャージウェルにより還流を図る。また、熱源として地下水を利用する場合においても、利用後は地下水脈への還流を図り、地下水位変動の影響軽減に努める。

表 3.1-1(5) 事前配慮の内容 (4. 快適環境の保全・創造)

事前配慮事項	事前配慮の内容
4-1 魅力ある都市景観・美しい農村風景の保全・形成	
事業実施区域内施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努めること。	事業実施区域の南側に位置する、まとまった自然地（樹林地）を保存するとともに、施設の配置及びデザイン・色彩等の選定にあたっては、周辺景観との調和に努める。
事業実施区域の周囲の緑化、施設の壁面及び屋上の緑化等に努めること。	事業実施区域の自然地（樹林地）を可能な限り保存するとともに、造成を行う範囲においても、季節感を感じられる植栽を施す等、景観に配慮した緑化等に努める。
緑化などによる良好な沿道景観の整備を図るとともに、歩道や公園などのオープンスペースの適正配置に努めること。	取り付け車路沿道等にも植栽を施すとともに、敷地内に歩道や緑地などのスペースの適正配置に努める。
4-2 文化的・歴史的資源の保全	
事業実施区域及びその周囲における文化的・歴史的資源について適正に保全するなど、文化環境の保全に努めること。	事業実施区域及びその周囲における文化的・歴史的資源（埋蔵文化財包蔵地：宅原遺跡群）について、工事により遺跡が確認された場合は文化財担当部局と協議し適正に保全等の対応を図る。
4-3 身近に自然と触れ合える緑や水辺の保全・創造	
公園・歩道・修景池などのオープンスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用するとともに、食餌木の植栽など生きものの生息環境への配慮に努めること。	緑地・歩道などのスペースの整備にあたっては、自然素材や現存植生を活用するとともに、食餌木の植栽など生物の生息環境への配慮に努める。
河川の改修を伴う場合は、より親水性の高い河川環境整備に努めること。	事業の実施にあたり、河川改修は行わない。
4-4 その他	
事業実施区域内の施設計画の検討にあたっては、事業実施区域の周辺の気象状況にも配慮のうえ、日照障害や風害等について周辺環境への影響を極力低減するよう努めること。	中高層建築物となる病院棟の配置にあたっては、事業実施区域周辺（特に住居等の存在する範囲）に生じる新たな日影をできる限り抑えることとし、風環境の変化の程度も問題とならないように保全対象から離隔をもって配置する。

表 3.1-1(6) 事前配慮の内容 (5. 地球環境保全への貢献)

事前配慮事項	事前配慮の内容
5-1 二酸化炭素排出量の抑制	
地域冷暖房システム、コージェネレーションシステム、エネルギー効率の高い生産設備の導入などにより、エネルギー利用効率の向上に努めること。	地下水の熱を利用したエネルギー効率の高い冷暖房などの空調システムや医療機器の導入等により、エネルギー利用効率の向上に努める。 また、医療において二酸化炭素を取り扱う場合には外部漏洩を防ぐ等の措置を講じる。
電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の導入に努めるとともに、低公害車普及のための基盤整備への協力に努めること。	事業活動に伴う車両の選定にあたっては、電気自動車、天然ガス自動車などの低公害車の導入に努めるとともに、低公害車普及のための基盤整備への協力に努める。
事業実施区域内における建物の配置・形状の検討にあたっては、自然の光や風の効果的な活用に努めるとともに、建物の断熱構造化の検討などにより省エネルギー化に努めること。	事業実施区域内における建物の配置・形状の検討にあたっては、自然の光や風の効果的な活用に努めるとともに、建物の断熱構造化、地下水熱源の利用の検討等により省エネルギー化に努める。
太陽エネルギーや風力エネルギーなどの自然エネルギーの活用に努めること。	太陽エネルギー等の再生可能エネルギー、地下水熱源の利用等に努める。
5-2 廃棄物の再資源化、再生資源の利用	
廃棄物を資源として再利用するなど、省資源・循環型システムの形成に努めること。	工事の実施に伴って発生する伐採木やコンクリート廃材、アスファルト廃材については、可能な限り資源化を行うとともに、土工量バランスに配慮し、省資源・循環型システムの形成に努める。
舗装骨材、建築資材等に再生原材料を使用するなど、再生資源の利用に努めること。	建造物の材料選定にあたっては、可能な限り再生資源の利用に努める。
5-3 水資源の有効利用	
雨水の有効利用に努めること。	雨水を貯留・再利用するように努める。
5-4 その他	
二酸化炭素以外の温室効果ガス及びオゾン層破壊物質の排出抑制に努めること。	医療においてメタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類など、二酸化炭素以外の温室効果ガスを取り扱う場合には外部漏洩をできるだけ防ぐ等の措置を講じるとともに、オゾン層破壊物質の使用や排出抑制に努める。
熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用など、森林資源の保護に努めること。	工事にあたっては、プレキャスト製品の使用等による熱帯産木材の使用削減、間伐材の有効利用等、森林資源の保護に努める。

3.2 事前配慮結果及び計画案が環境に及ぼす影響の概略的な予測結果、並びに相互比較による評価結果

3.2.1 事前配慮の項目並びに調査、予測及び評価の手法

(1) 環境影響要因

「神戸市環境影響評価等技術指針」（平成 25 年 4 月、神戸市）に示された環境要素のうち、事業の実施に伴い環境影響要因により影響を受けると考えられ、環境影響評価の事前配慮の中で予測・評価を行う必要があると考えられる項目（以下、「事前配慮段階環境影響評価項目」という。）として、大気質、騒音、振動、水質、日照、植物、動物、生態系、景観、文化環境、廃棄物等及び地球温暖化の 12 項目を選定した。

行為等及び環境要素の関連は、表 3.2-1 に示すとおりである。

表 3.2-1 行為等及び環境要素の関連

環境要素の区分		環境影響評価要因		工事中		存在・供用時		
				造成・建設工事等	工事関係車両の走行	施設 の 存在	施設 の 稼働	施設関係車両等の走行
大気質	造成、建設工事に伴う粉じん等			○				
	施設からの排出ガスに伴う汚染物質							
	自動車交通に伴う汚染物質				○			○
騒音・低周波音	建設作業騒音			○				
	施設騒音							
	自動車騒音				○			○
振動	建設作業振動			○				
	施設振動							
	自動車振動				○			○
悪臭	特定悪臭物質、臭気濃度							
水質	水の濁り（SS）、汚染物質			○				
底質	汚染物質							
地下水質	汚染物質							
土壌	汚染物質							
地形・地質	重要な地形・地質							
地盤	地盤の安定、地盤沈下							
日照	日影時間					○		
風害	風向・風速の変化（風環境の変化）							
植物	植生、植物相、重要な種又は群落			○				
動物	生息環境、動物相、重要な種			○				
生態系	上位性・典型性・特殊性の代表種、種多様性			○				
人と自然との触れ合いの活動の場	触れ合いの活動の場の改変の程度、利用状況の変化							
景観	景観資源の改変の程度、眺望景観等の変化					○		
文化環境	指定文化財、埋蔵文化財等			○				
廃棄物等	廃棄物等の種類及び発生量、処理体系、再生資源量等			○				
地球温暖化	温室効果ガス（二酸化炭素）						○	○
オゾン層破壊	特定フロン等							

注）○：事前配慮段階で予測・評価を実施する項目

(2) 選由及び非選定の理由

事前配慮段階環境影響評価項目として選定する理由は、表 3.2-2 に示すとおりである。

また、事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由は、表 3.2-3 に示すとおりである。

表 3.2-2 事前配慮段階環境影響評価項目として選定する理由

環境要素		行為	選定する理由
大気質	造成、建設工事に伴う粉じん等	造成、建設工事等	造成工事における土粒子の飛散並びに建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響が考えられる。
	自動車交通に伴う大気汚染物質	工事関係車両の走行	工事関係車両の走行に伴う粉じん等の発生が考えられる。
		施設関係車両等の走行	約 1,300 台の駐車場を設置する計画であり、その供用並びに周辺の道路交通量の増加に伴う大気汚染の発生が見込まれるため選定する。
騒音	建設作業騒音	造成、建設工事等	造成工事並びに建設工事に伴う建設機械の稼働に伴う騒音の影響が考えられる。
	自動車騒音	工事関係車両の走行	工事関係車両の走行に伴う騒音の発生が考えられる。
		施設関係車両等の走行	約 1,300 台の駐車場を設置する計画であり、その供用並びに周辺の道路交通量の増加に伴う騒音の発生が見込まれるため選定する。
振動	建設作業振動	造成、建設工事等	造成工事並びに建設工事に伴う建設機械の稼働に伴う振動の影響が考えられる。
	自動車振動	工事関係車両の走行	工事関係車両の走行に伴う振動の発生が考えられる。
		施設関係車両等の走行	約 1,300 台の駐車場を設置する計画であり、その供用並びに周辺の道路交通量の増加に伴う振動の発生が見込まれるため選定する。
水質	水の濁り、汚染物質	造成、建設工事等	造成工事並びに建設工事に伴う水の濁りの発生が考えられる。
日照	日影の状況	施設の使用	新建築物の使用により日影が生じる。
植物	植生・植物相重要な種並びに群落	造成、建設工事等	土地の造成に伴う草木の伐採、土工事による植物の生育地の直接的な改変による影響及び生育環境の変化が生じると考えられる。
動物	生息環境、動物相、重要な種	造成、建設工事等	土地の造成に伴う草木の伐採、土工事による動物の生息地の直接的な改変による影響及び生息環境の変化が生じると考えられる。
生態系	上位性・典型性・特殊性の代表種、種多様性	造成、建設工事等	土地の造成に伴う土工事による地域生態系を構成する種への直接的な影響及び生育・生息基盤環境の変化による影響が生じると考えられる。
景観	景観資源の改変の程度、眺望景観等の変化	施設の使用	新建築物の使用により眺望景観等への影響が考えられる。
文化環境	指定文化財、埋蔵文化財等	造成、建設工事等	事業実施区域及び隣接地には埋蔵文化財包蔵地が存在することから、土地の造成に伴う土工事、建設工事等による影響が考えられる。
廃棄物等	廃棄物等の種類及び発生量、処理体系、再生資源量等	造成、建設工事等	土地の造成等の土工事並びに新建築物の建設により、建設発生土、建設廃棄物が発生する。
地球温暖化	温室効果ガス（二酸化炭素）	施設の稼働	施設の稼働に伴い温室効果ガスが発生する。
		施設関係車両等の走行	約 1,300 台の駐車場を設置する計画であり、周辺の道路交通量の増加が見込まれるとともに、新病院の整備により利用者のトリップ長の増大が見込まれ、これに伴う温室効果ガスの発生が見込まれる。

表 3.2-3(1) 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由(1)

環境要素		行為	選定しない理由
大気質	施設からの排出ガスに伴う汚染物質	施設の稼働	ボイラー、吸収式冷温水機を設置するが、排ガス量は全体でも 5 千 m ³ N/時程度であり大規模な施設の設置はしないことから選定しない。
騒音	施設騒音	施設の稼働	新建築物には周辺環境で問題となるような騒音発生施設は設置しないことから選定しない。
振動	施設振動	施設の稼働	新建築物には周辺環境で問題となるような振動発生施設は設置しないことから選定しない。
悪臭	特定悪臭物質、臭気濃度	施設の稼働	焼却炉は設置せず、悪臭を外部に漏洩させる施設の設置はないため選定しない。
水質	水の濁り (SS)、汚染物質	施設の稼働	施設の稼働に伴う排水は公共下水道に接続を検討しており、公共用水域の水質悪化は生じないことから選定しない。
底質	汚染物質	施設の稼働	施設の稼働に伴う排水は、生活排水も含めて公共下水道に接続を検討しており、公共用水域の水底の底質汚染は生じないことから選定しない。
地下水質	汚染物質	施設の稼働	施設の稼働に伴う排水は、生活排水も含めて公共下水道に接続を検討しており、地下水脈への排水の浸透による汚染は生じないことから選定しない。また、地下水を熱源として用いる場合等地下水脈への還流を行う場合は、汲み上げた地下水が汚染物質と接触することのないように留意するとともに定期的な水質検査を実施する。
土壌	汚染物質	造成、建設工事等	一定の規模以上の土地の形質変更を伴うが、事業実施区域に「土壌汚染対策法」(平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号)の規定に基づく形質変更時要届出区域は存在せず、同法に基づく土地の形質変更に係る手続きは環境影響評価の手続きとは別途適切に実施するため選定しない。
地形・地質	重要な地形・地質	造成、建設工事等	事業実施区域及びその周囲に重要な地形及び地質は存在しないことから選定しない。
地盤	地盤の安定	造成、建設工事等	造成工事は兵庫県の基準に準拠して実施し、地盤の安定に努めるため選定しない。
	地盤沈下	施設の存在、施設の稼働	新建築物により地下水脈を連続的に遮断することはなく、必要に応じてリチャージウェルにより還流を図ること、供用後に地下水を熱源として利用する場合は地中への還流を図ることから選定しない。
風害	風向・風速の変化 (風環境の変化)	施設の存在	新建築物の存在による風環境の変化はその規模から建物配置に配慮することにより、事業実施区域外への影響はほとんど生じないと考えられることから選定しない。

表 3.2-3(2) 事前配慮段階環境影響評価項目として選定しない理由(2)

環境要素	行為	選定しない理由
人と自然との 触れ合いの活 動の場	触れ合いの活動の場 の改変の程度	造成、建設工事等
	触れ合いの活動の場 の利用状況の変化	施設の存在、施設の稼働
廃棄物等	廃棄物等の種類及び 発生量、処理体系、再 生資源量等	施設の稼働
地球温暖化	温室効果ガス (二酸化炭素)	造成、建設工事等
		工事関係車両の運行
オゾン層破壊	特定フロン等	施設の稼働

(3) 調査、予測及び評価の手法の選定及び理由

事前配慮段階環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法は、「神戸市環境影響評価等技術指針」（平成 25 年 4 月、神戸市）を参考とし、本事業の事業特性及び地域特性を勘案して選定した。

事前配慮段階環境影響評価項目に関する調査、予測及び評価の手法は、表 3.2-4 に示すとおりである。

表 3.2-4(1) 事前配慮段階環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法(1)

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
大気質	造成、建設工事等	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における大気質（粉じん等）及び気象の状況を把握する。	事前配慮の内容等に基づき、粉じん等の影響について簡易的に予測する。	大気質への影響が事業者により実行可能な範囲内でできるだけ回避又は低減されているかについて評価するとともに、複数案による影響の程度を比較し評価する。
	工事関係車両の走行			
	施設関係車両等の走行	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における大気質（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）及び気象の状況を把握する。	主要アクセス道路沿線での大気質への影響について、車種別交通量増加の程度から簡易的に考察する。また、三田地域気象観測所における年間最多風向（北北西）を考慮し、事業実施区域の風下側である南南東部に位置する集落に着目し、駐車場区画等と当該集落を代表する地点（南南東側の敷地境界）までの距離により複数案を比較する簡易手法による。	

表 3.2-4(2) 事前配慮段階環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法(2)

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
騒音	造成、建設工事等	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における騒音の状況を把握する。	事前配慮の内容等に基づき、騒音の影響の程度について簡易的に予測する。	騒音の影響が事業者により実行可能な範囲内でできるだけ回避又は低減されているかについて評価するとともに、複数案による影響の程度を比較し評価する。
	工事関係車両の走行			
	施設関係車両等の走行		主要アクセス道路沿線での騒音の影響について、車種別交通量の増加の程度により定性的に予測する。 駐車場区画等の配置から、代表地点までの距離による複数案の比較により定性的に予測する。	
振動	造成、建設工事等	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における振動の状況を把握する。	事前配慮の内容等に基づき、振動の影響の程度について簡易的に予測する。	振動の影響が事業者により実行可能な範囲内でできるだけ回避又は低減されているかについて評価する。
	工事関係車両の走行			
	施設関係車両等の走行		主要アクセス道路沿線での振動の影響について、車種別交通量の増加の程度により定性的に予測する。 (振動は駐車場からの影響はほとんど見込まれないため除外する。)	
水質	造成、建設工事等	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における河川水質の状況を把握する。	事前配慮の内容等に基づき、水の濁りの影響の程度について簡易的に予測する。	水の濁りの影響が事業者により実行可能な範囲内でできるだけ回避又は低減されているかについて評価する。
日照	施設の存在	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における土地利用並びに土地利用規制の状況を把握する。	冬至日の太陽南中時における日影の状況を予測する。	日影の影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているかについて評価するとともに、複数案による影響の程度を比較し評価する。
植物	造成、建設工事等	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における植生並びに植物相の状況（重要な種及び群落の状況を含む。）を把握する。	植生の状況等と事業計画の重ね合わせにより、重要な種及び群落への影響について定性的に予測する。	植物への影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているかについて評価する。
動物	造成、建設工事等	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における動物相の状況（重要な種の生息状況を含む。）を把握する。	生息環境の状況等と事業計画の重ね合わせにより、重要な種への影響について定性的に予測する。	動物への影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているかについて評価する。
生態系	造成、建設工事等	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における生態系の状況を把握する。	上位性、典型性等との観点から選定した生態系の基盤となる生育・生息環境と事業計画との重ね合わせにより、代表的な生態系への影響について定性的に予測する。	生態系への影響が事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減されているかについて評価する。

表 3.2-4(3) 事前配慮段階環境影響評価項目の調査、予測及び評価の手法(3)

環境要素	影響要因	調査の手法	予測の手法	評価の手法
景観	施設の存在	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における景観資源、主要な眺望点の状況について把握する。	景観資源の分布状況と事業の造成範囲に基づき、景観資源の直接的改変の有無について予測する。 計画建築物の可視領域図を作成し、主要な眺望点から視認できるかどうかを検討することにより予測する。	主要な眺望点からの眺望景観に及ぼす影響の程度を複数案について比較し評価する。
文化環境	造成、建設工事等	既存資料の収集・整理により、事業実施区域及びその周囲における指定文化財の状況並びに埋蔵文化財包蔵地の状況を把握する。	埋蔵文化財包蔵地への影響の程度について、掘削工事が想定される範囲との重ね合わせにより予測する。	文化環境への影響が事業者により実行可能な範囲内でできるだけ回避又は低減されているかについて評価するとともに、複数案による影響の程度を比較し評価する。
廃棄物等	造成、建設工事等	—	工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量を定性的に予測する。	廃棄物等の発生量が事業者により実行可能な範囲内でできるだけ低減されているかについて評価するとともに、複数案による環境負荷の程度を比較し評価する。
地球温暖化	施設の稼働	—	病院における温室効果ガスのエネルギー起源の排出原単位から定量的に予測する。	温室効果ガス排出量の抑制が事業者により実行可能な範囲内でできるだけ行われているかどうかについて評価する。
	施設関係車両等の走行	—	施設関係車両の台数及び走行距離による複数案の比較により、温室効果ガス発生量について定性的に予測する。	

3.2.2 調査、予測及び評価の結果

(1) 大気質

① 造成、建設工事等に伴う影響

ア. 調査の方法

既存資料の収集整理により、粉じん等の状況を調査した。

事業実施区域の周囲では、降下ばいじんの測定が図 3.2-1 に示す「淡河」（神戸市北区淡河町神影（天王谷学園））で行われている。

イ. 調査の結果

「淡河」における 2022 年度の測定は、隔月 6 ヶ月（5 月、7 月、9 月、11 月、1 月、3 月の奇数月）行われており、その平均値は $0.91\text{t}/\text{km}^2/30\text{日}$ であった。（出典：「降下ばいじんの測定結果」（神戸市 HP 2025 年 1 月閲覧））

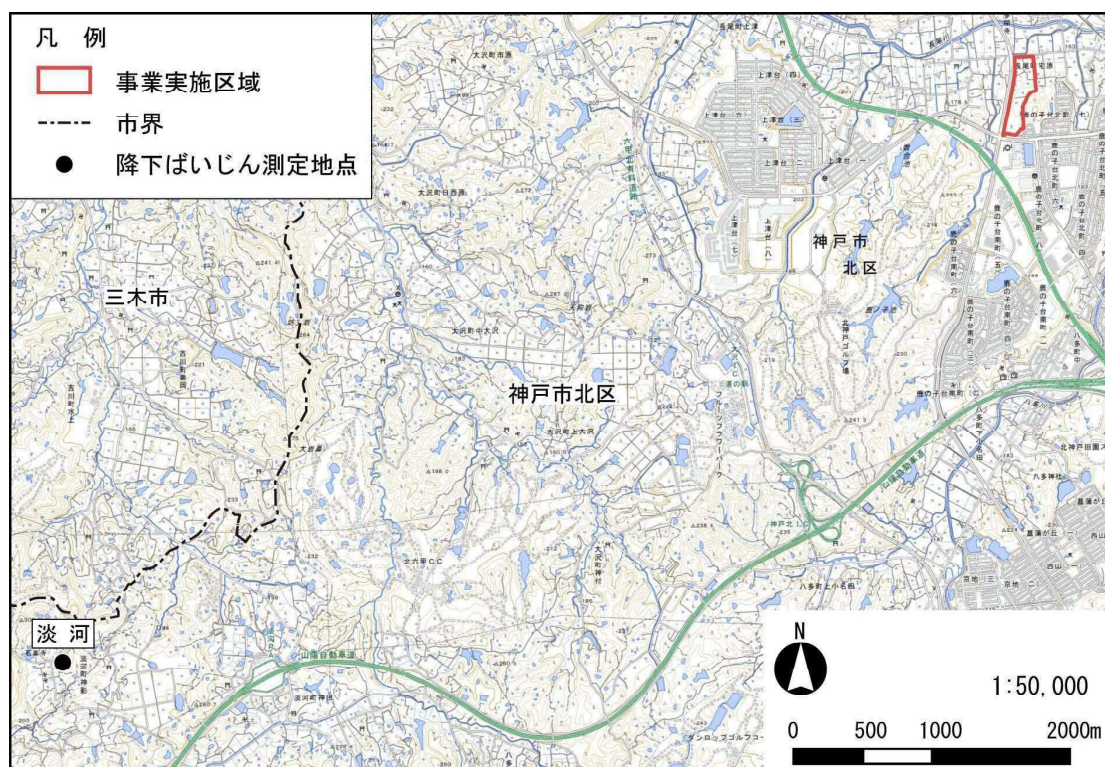


図 3.2-1 降下ばいじん測定地点

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

造成、建設工事に伴う粉じん等とし、具体的には以下のとおりとした。

- ・造成工事に伴う土粒子の飛散による粉じん等
- ・建設機械の稼働に伴う粉じん等

これらについて、事前配慮の実施を前提にして影響の程度を予測した。

(4) 予測条件

a. 造成工事に伴う土粒子の飛散による粉じん等

予測の前提とした造成工事の実施に係る事前配慮の内容は、以下のとおりである。

- ・土工量のバランス（切土工・盛土工のバランス）に配慮し建設発生土量、受入土量を抑える
- ・工事の平準化
- ・散水

b. 建設機械の稼働に伴う粉じん等

予測の前提とした建設機械の稼働に係る事前配慮の内容は、以下のとおりである。

- ・排出ガス対策型建設機械の採用
- ・アイドリングストップ

エ. 予測の結果

(7) 造成工事に伴う土粒子の飛散による粉じん等

事前配慮の内容により、造成工事に伴う土粒子の飛散による粉じん等の発生量は、一定の低減が図られるものと考えられる。

さらに、事業者として実行可能な範囲内でできるだけ影響を低減するために、以下の環境保全措置を講じるものとする。

- ・必要に応じて造成実施箇所等に防じんシート又は仮囲いを設置する。
- ・土地利用時に舗装を予定する箇所においては、造成面の速やかな転圧、養生シートや鉄板等により被覆する。
- ・土地利用時に植栽を施す箇所においては、早期に植栽や種子吹付又は養生シートによる被覆を行う。

以上の環境保全措置の実施により、造成工事に伴う土粒子の飛散による粉じん等の影響は、一層低減されるものと予測する。

(イ) 建設機械の稼働に伴う粉じん等

事前配慮の内容により、建設機械の稼働に伴う粉じん等の発生量は、一定の低減が図られるものと考えられる。

さらに、事業者として実行可能な範囲内でできるだけ影響を低減するために、以下の環境保全措置を講じるものとする。

- ・敷地境界付近（特に南南東側の住宅地付近）への機械配置をできる限り回避する。
- ・過負荷運転の防止を徹底する。
- ・定期的な建設機械の点検、メンテナンスの実施を徹底する。

以上の環境保全措置の実施により、建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響は、一層低減されるものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-5 に示すとおりである。

施工計画が具体化していない事前配慮書の段階では、複数案による造成計画や建設機械の種類、台数が不明のため定量的な影響評価実施は困難であるが、第1案と第2案では造成等の土工事を行う範囲は同一であるため、複数案による大きな影響の差異は生じないものと評価する。

一方、病院棟などの建設工事中は、第2案の方が病院棟の地下及び地上躯体工事並びに、基礎工事等の位置が、事業実施区域南南東側に存在するまとまった住宅地から遠ざかるため、建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響は小さくなるものと評価する。

また、予測結果より、事前配慮の内容に加えて予測に記載した環境保全措置を適切に講じることにより、いずれの案においても、造成、建設工事等に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。

表 3.2-5 大気質（造成、建設工事等に伴う影響）の評価結果

項目	第1案	第2案
造成工事に伴う土粒子の飛散による粉じん等	複数案による大きな影響の差異はなく、予測条件とした環境保全措置を適切に講じることにより、造成工事に伴う土粒子の飛散による粉じん等の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。	
建設機械の稼働に伴う粉じん等	△	○

② 工事関係車両の走行に伴う影響

ア. 調査の方法

調査の方法は、「(1)大気質 ①造成、建設工事等に伴う影響 ア. 調査の方法」に示すとおりである。

イ. 調査の結果

調査の結果は、「(1)大気質 ①造成、建設工事等に伴う影響 イ. 調査の結果」に示すとおりである。

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

工事関係車両の走行に伴う粉じん等の影響について、事前配慮の内容の実施を前提にして影響の程度を予測した。

(4) 予測条件

予測の前提とした工事関係車両の走行に係る事前配慮の内容は、以下のとおりである。

- ・土工量のバランス（切土工・盛土工のバランス）に配慮し、建設発生土量、受入土量を抑える
- ・工事の平準化
- ・排出ガス対策型工事関係車両の採用
- ・アイドリングストップ

エ. 予測の結果

事前配慮の内容により、工事関係車両の走行に伴う粉じん等の発生量は、一定の低減が図られるものと考えられる。

さらに、事業者として実行可能な範囲内でできるだけ影響を低減するために、以下の環境保全措置を講じるものとする。

- ・事業実施区域内に車体、タイヤ洗浄のためのピットを設置し、公道走行の前に洗浄する。
- ・工事現場周辺等での入場待ちを回避する。
- ・建設発生土、建設資材等の運搬にあたっては、過積載の防止を徹底する。
- ・空ぶかし、急発進、急加速等の高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
- ・車両の整備、点検を徹底する。
- ・工事関係者の通勤車両台数を削減するために公共交通機関の利用、相乗りを促進する。

以上の環境保全措置の実施により、工事関係車両の走行に伴う粉じん等の影響は、一層低減されるものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-6 に示すとおりである。

施工計画が具体化していない事前配慮書の段階では、複数案による工事関係車両の発生集中台数及び経路が不明であるため定量的な影響評価実施は困難であるが、第 1 案と第 2 案では造成等の土工事を行う範囲は同一であるため、大きな影響の差異は生じないものと評価する。

また、予測結果より、事前配慮の内容に加えて予測の結果に記載した環境保全措置を適切に講じることによりいずれの案においても、工事関係車両の走行に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。

表 3.2-6 大気質（工事関係車両の走行に伴う影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
工事関係車両の走行に伴う粉じん等	複数案による大きな影響の差異はなく、予測条件とした環境保全措置を適切に講じることにより、工事関係車両の走行に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。	

③ 施設関係車両等の走行に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域の周囲における大気質の状況について、既存資料の収集整理により把握した。調査項目は二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び風向・風速とした。

イ. 調査の結果

事業実施区域の周囲では、表 3.2-7 に示す 2 地点で測定が行われており、令和 5 年度の測定結果は環境基準を達成していた。

また、三田地域気象観測所における令和 2 年～令和 6 年の風向・風速の状況は、表 3.2-8 に示すとおりであり、年間最多風向はいずれの年も北北西、年平均風速は 2.0m/s～2.3m/s であった。

表 3.2-7 大気質調査結果（令和 5 年度）

項目	測定局	年平均値	日平均値の 年間 98% 値	環境基準	環境基準 の達成状況
		(ppm)	(ppm)	(ppm)	
二酸化窒素 (NO ₂)	北神八多	0.009	0.017	日平均値の年間 98% 値が 0.04～ 0.06ppm のゾーン内 またはそれ以下	達成
	三田市役所	0.006	0.014		達成

項目	測定局	年平均値	日平均値の 2% 除外値	環境基準	環境基準 の達成状況
		(mg/m ³)	(mg/m ³)	(mg/m ³)	
浮遊粒子状 物質 (SPM)	北神八多	0.014	0.031	日平均値の 2% 除外値が 0.1mg/m ³ 以下	達成
	三田市役所	0.014	0.033		達成

表 3.2-8 風向・風速の状況

観測所	年	年平均風速 (m/s)	年間最多風向
三田地域気象観測所	令和2年	2.1	北北西
	令和3年	2.1	北北西
	令和4年	2.0	北北西
	令和5年	2.2	北北西
	令和6年	2.3	北北西

出典：「過去の気象データ検索」（気象庁 HP 2025 年 1 月閲覧）

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

供用時における施設関係車両等の走行による影響について、以下の内容について簡易手法により予測した。

- ・主要アクセス道路沿線における影響
- ・駐車場の設置による影響

(イ) 予測手順

a. 主要アクセス道路沿線における影響

図 3.2-2 に示す手順で実施した。

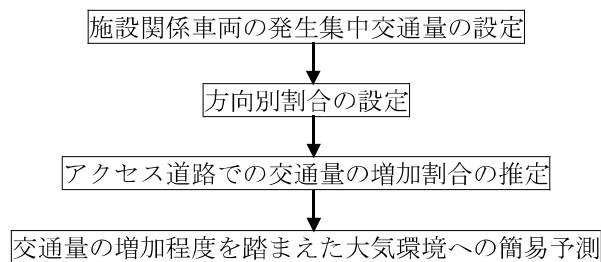


図 3.2-2 主要アクセス道路沿線における大気質予測手順

b. 駐車場の設置による影響

図 3.2-3 に示す手順で実施した。

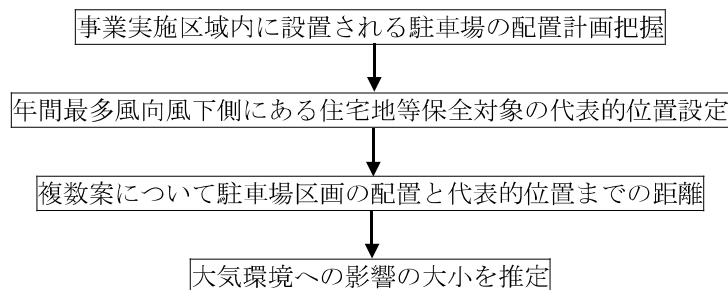


図 3.2-3 駐車場の設置による大気質予測手順

(7) 予測地点

a. 主要アクセス道路沿線における影響

図 3.2-4 に示す主要アクセス道路の 2 路線（一般市道北神中央線及び一般市道長尾線）沿線を対象とした。

b. 駐車場の設置による影響

図 3.2-5 に示す 1 地点（年間最多風向の風下側敷地境界で、まとまった住居がある箇所の近傍）とした。

(I) 予測条件

a. 主要アクセス道路沿線における影響

駐車場の利用は一日 2 回^注するものとし、予測対象とする施設関係車両（新病院の利用者、職員等の車両）の発生集中交通量としては、通勤車両も含め $1,300 \text{ 台} \times 2 (\text{回}) \times 2 (\text{TE}) = 5,200 \text{ 台} \cdot \text{TE}$ とした。（TE は発生集中交通量を示し 1 台の車両の往復で 2 台となる。）

病院までのアクセスは、既存の「令和 3 年度 全国道路・街路交通情勢調査」（第 2 章 表 2.3-3 参照）の 24 時間交通量を参考に、一般市道北神中央線利用車両と一般市道長尾線利用車両の比を 23,149 : 11,160 とし、南北及び東西からのアクセスは同じと仮定した。

注）通勤車両は通常 1 日 1 回と考えられ、駐車場の過半数が通勤車両であるため、一般利用者を含めた平均で 2 回とする設定は十分安全を見込んだものと考えられる。

以上より一般市道北神中央線からアクセスする自動車交通量は、

$$5,200 \times 23,149 / (23,149 + 11,160) \approx 3,510 \text{ 台} \cdot \text{TE}$$

$$\Rightarrow \text{北方向、南方向各 } 3,510 / 2 \approx 1,760 \text{ 台} \cdot \text{TE} / \text{日}$$

一般市道長尾線からアクセスする自動車交通量は

$$5,200 \times 11,160 / (23,149 + 11,160) \approx 1,690 \text{ 台} \cdot \text{TE}$$

$$\Rightarrow \text{東方向、西方向各 } 1,690 / 2 \approx 850 \text{ 台} \cdot \text{TE} / \text{日}$$

また、一般市道北神中央線と一般市道長尾線が交差する長尾交番前交差点から一般市道北神中央線と事業実施区域との進入退出道路が取り付く区間（長尾南交差点）においては、一般市道長尾線を経由してアクセスする交通と、一般市道北神中央線を経由して南からアクセスする交通が合流するため、これらの自動車交通量は以下ようになる。

$$\begin{aligned} & \text{一般市道長尾線との出入り交通量} + \text{一般市道北神中央線の南との出入り交通量} \\ & = 1,690 + 1,760 = 3,450 \text{ 台} \cdot \text{TE} \end{aligned}$$

なお、これらの台数は第 1 案、第 2 案ともに病院の規模に係る諸元（延床面積、病床数、診療科目数、駐車場台数等）が共通で、出入口の位置も近いいため各案による条件の差異はない。

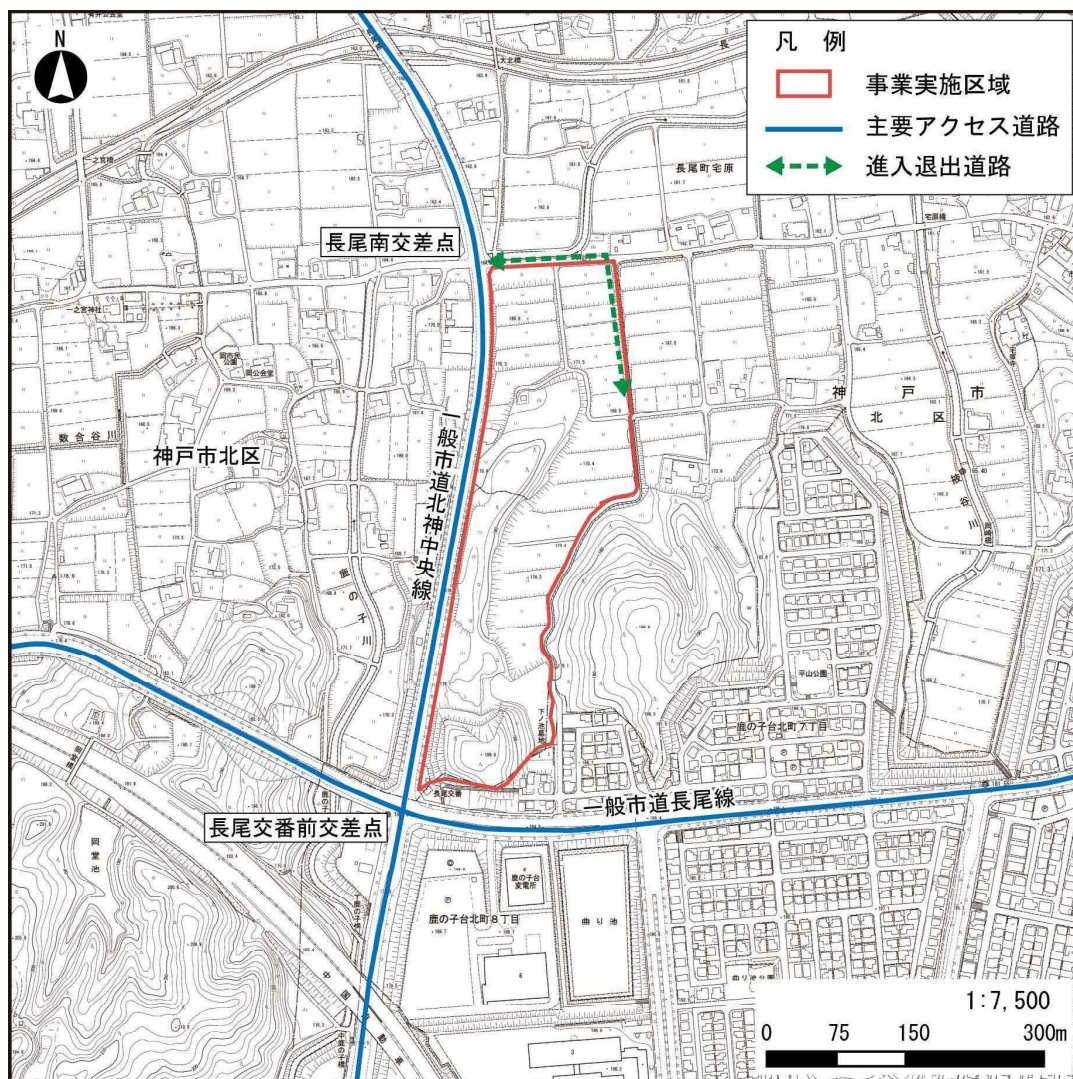
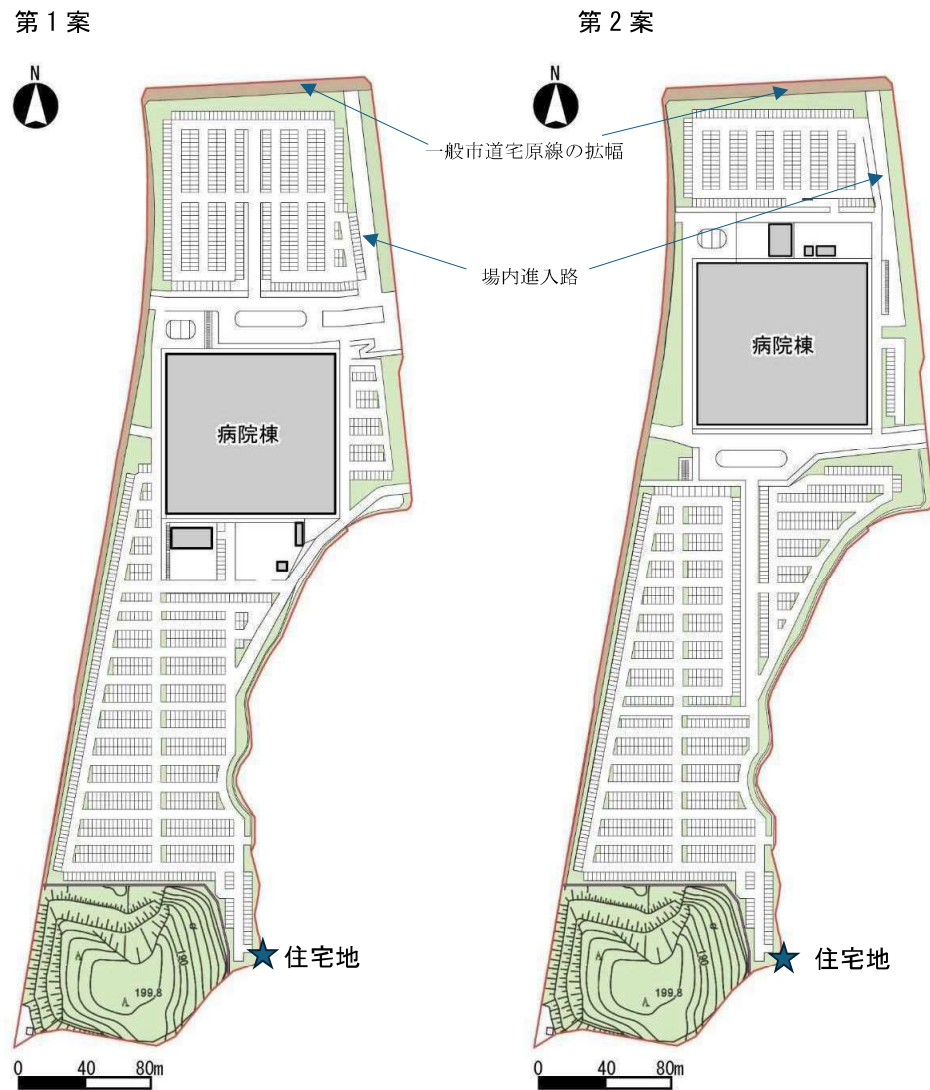


図 3.2-4 予測対象の主要アクセス道路

b. 駐車場の設置による影響

駐車場の各案における配置と予測地点との関係は、図 3.2-5 に示すとおりである。



凡 例	
	駐車場区画（1 枠 1 台）
	煙源は駐車場区画と場内進入路に均等な面煙源を仮定し検討した。
	予測地点（敷地境界の南南東側にある住宅地付近の敷地境界）

図 3.2-5 駐車場の配置及び予測地点

エ. 予測の結果

(7) 主要アクセス道路沿線における影響

一般市道北神中央線沿線においては、令和3年度の断面交通量23,149台に対して、供用後の施設関係車両の台数は1,760台程度（長尾交番前交差点から長尾南交差点の区間は3,450台・TE程度）、一般市道長尾線沿線においては、令和3年度の断面交通量11,160台に対して、供用後の施設関係車両の台数は850台程度と想定され、約7～8%（一般市道北神中央線の長尾交番前交差点から長尾南交差点の区間においては15%程度）の自動車交通量増加（バス以外の増加の大部分が小型車）が見込まれる。

したがって、令和3年度現在走行している車両と同様な窒素酸化物、浮遊粒子状物質の排出係数を有する車両が、施設関係車両として供用時に走行するものとする、窒素酸化物、浮遊粒子状物質の寄与濃度は7～8%程度（長尾交番前交差点から長尾南交差点の区間においては15%程度）高くなると予測される。

仮に事業実施区域付近の現況濃度を北神八多と三田市役所の平均とし、それが全て一般市道北神中央線の自動車の走行に由来するものと安全側の仮定をした場合、増加率が最も高くなる長尾交番前交差点～長尾南交差点の区間における年平均値は次のようになる。

$$\begin{aligned} & (\text{令和5年度北神八多測定局年平均値} + \text{令和5年三田市役所測定局年平均値}) / 2 \times 1.15 \\ &= (0.009 + 0.006) / 2 \times 1.15 = 0.0086 \text{ (ppm)} \quad \text{【二酸化窒素年平均値】} \\ &= (0.014 + 0.014) / 2 \times 1.15 = 0.0161 \text{ (mg/m}^3\text{)} \quad \text{【浮遊粒子状物質年平均値】} \end{aligned}$$

これらの値を簡易的に令和5年度の北神八多測定局と三田市役所測定局の年平均値と日平均値の年間98%値の比率の平均の割合で換算すると以下のようなになる。

$$\begin{aligned} & \text{【二酸化窒素・日平均値の年間98%値】} \\ &= 0.0086 \times (0.017 / 0.009 + 0.014 / 0.006) / 2 = 0.0182 \text{ (ppm)} \\ & \text{【浮遊粒子状物質・日平均値の年間2%除外値】} \\ &= 0.0161 \times (0.031 / 0.014 + 0.033 / 0.014) / 2 = 0.0368 \text{ (mg/m}^3\text{)} \end{aligned}$$

なお、施設関係車両は、大部分が小型車であること、カーボンニュートラルに係る施策の効果によりEV、FCV、HV等の比率が高まることを想定すると、将来的な車両単体からの窒素酸化物や浮遊粒子状物質の排出量は、より抑制されるものと考えられ、これらの汚染物質の濃度は、現状を著しく悪化させることはないものと予測する。

(イ) 駐車場の設置による影響

前掲図3.2-5に各駐車場の区画と代表的予測地点の位置を示した。

仮想煙源の位置は各駐車場区画並びに場内走行車路の範囲の地表に面煙源を仮定した。予測地点は年間主風向が北北西であることを踏まえ事業実施区域南南東側とすることを基本に、周辺にまとまった住居等が立地することを考慮して設定した。

仮想煙源の位置は、第1案の方が病院棟の南側の駐車台数が多い第2案よりも予測地点から離れた場所に位置する駐車場区画が多くなり、相対的に予測地点との距離が離れるため、第1案が第2案よりも影響は小さくなるものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-9 に示すとおりである。

複数案を比較すると、主要アクセス道路沿線における影響については、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の濃度に差異は見られず、いずれの案も現状を著しく悪化させるものでないと評価する。また、二酸化窒素濃度の年間 98% 値、浮遊粒子状物質の年間 2% 除外値について、最も交通量が増加する一般市道北神中央線の長尾交番前交差点～長尾南交差点の区間においても環境基準を超過することはないと評価する。

一方、駐車場の設置による影響を定性的に予測した結果、第 1 案の方が第 2 案よりも予測地点に対する影響は小さいものと評価する。

表 3.2-9 大気質（施設関係車両等の走行に伴う影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
主要アクセス道路沿線における影響	複数案による影響の差異はないものと評価する。また、両案とも現状を著しく悪化させるものではなく、かつ、環境基準を超過することはないと評価する。	
駐車場の設置による影響	○	△

(2) 騒音

① 造成、建設工事等に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における環境騒音の状況について、既存資料の収集整理により把握した。

イ. 調査の結果

事業実施区域及びその周囲において、環境騒音の測定は行われていない。

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

造成、建設工事等に伴う建設機械の稼働に係る騒音の影響について、事前配慮の内容の実施を前提にして影響の程度を予測した。

(4) 予測条件

予測の前提とした建設機械の稼働に係る事前配慮の内容は、以下のとおりである。

- ・ 工事の平準化
- ・ 工事時間帯の遵守（夜間に特定建設作業等の大きな騒音を発生する作業を行わない。）
- ・ 低騒音工法の採用並びに低騒音型建設機械の採用

エ. 予測の結果

事前配慮の内容により、造成、建設工事等に伴う建設機械の稼働に係る騒音の発生は、一定の低減が図られるものと考えられる。

さらに、事業者として実行可能な範囲内でできるだけ影響を低減するために、以下の環境保全措置を講じるものとする。

- ・ 敷地境界付近（特に南南東側の住宅地付近）への機械配置を回避する。
- ・ 過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 定期的な建設機械の点検、メンテナンスの実施を徹底する。
- ・ 必要に応じて施工範囲に、仮囲い又は防音シートを設置する。

以上の環境保全措置の実施により、造成、建設工事等に伴う建設機械の稼働に係る騒音の影響は、一層低減されるものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-10 に示すとおりである。

施工計画が具体化していない事前配慮書の段階では、複数案による造成計画や建設機械の種類及び台数が不明のため定量的な影響評価実施は困難であるが、第 1 案と第 2 案では造成等の土工事を行う範囲は同様のため、複数案による大きな影響の差異は生じないものと評価する。

一方、病院棟などの建設工事中は第 2 案の方が、病院棟の地下及び地上躯体工事並びに基礎工事等の位置が事業実施区域南南東側に存在するまとまった住宅地から遠ざかるため、影響は小さくなるものと評価する。

また、予測結果より、事前配慮の内容に加えて予測の結果に記載した環境保全措置を適切に講じることにより、複数案のいずれにおいても、造成、建設工事等に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。

表 3.2-10 騒音（造成、建設工事等に伴う影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
造成工事に伴う建設機械の稼働に係る騒音	複数案による大きな影響の差異はなく、予測条件とした環境保全措置を適切に講じることにより、造成工事に伴う建設機械の稼働に係る騒音の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。	
建設工事に伴う建設機械の稼働に係る騒音	△	○

② 工事関係車両の走行に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における自動車騒音の状況について、既存資料の収集整理により把握した。

イ. 調査の結果

自動車騒音の調査結果は、「第 2 章 2.4 環境の状況 2.4.2 騒音 (2) 自動車騒音」に示すとおりである。

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

工事関係車両の走行に伴う騒音の影響について、事前配慮の内容の実施を前提にして影響の程度を予測した。

(イ) 予測条件

予測の前提とした工事関係車両の走行に係る事前配慮の内容は、以下のとおりである。

- ・土工量のバランス（切土工・盛土工のバランス）に配慮し、建設発生土量を抑えることによる工事関連車両発生集中台数を抑制
- ・工事の平準化
- ・工事時間帯の遵守

エ. 予測の結果

事前配慮の内容より、工事関係車両の走行に伴う騒音は一定の低減が図られるものと考えられる。

さらに、事業者として実行可能な範囲内でできるだけ影響を低減するために、以下の環境保全措置を講じるものとする。

- ・建設発生土、建設資材等の運搬にあたっては、過積載の防止を徹底する。
- ・空ぶかし、急発進、急加速等の高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
- ・車両の整備、点検を徹底する。
- ・工事関係者の通勤車両台数を削減するために公共交通機関の利用、相乗りを促進する。

以上の環境保全措置の実施により、工事関係車両の走行に伴う騒音の影響は、一層低減されるものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-11 に示すとおりである。

施工計画が具体化していない事前配慮書の段階では、複数案による工事関係車両の発生集中台数及び経路が不明であるため定量的な影響評価実施は困難であるが、第1案と第2案では造成等の土工量や、建設工事の資材量等は概ね同様であるため、大きな影響の差異は生じないものと評価する。

また、事前配慮の内容に加えて予測の結果に記載した環境保全措置を適切に講じることによりいずれの案においても、工事関係車両の走行に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。

表 3.2-11 騒音（工事関係車両の走行に伴う影響）の評価結果

項目	第1案	第2案
工事関係車両の走行に伴う騒音	複数案による大きな影響の差異はなく、予測条件とした環境保全措置を適切に講じることにより、工事関係車両の走行に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。	

③ 施設関係車両等の走行に伴う影響

ア. 調査の方法

調査の方法は、「(2) 騒音 ② 工事関係車両の走行に伴う影響 ア. 調査の方法」に示すとおりである。

イ. 調査の結果

調査の結果は、「第2章 2.4 環境の状況 2.4.2 騒音 (2) 自動車騒音」に示すとおりである。

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

供用時における施設関係車両等の走行に伴う騒音の影響について、以下の内容について簡易手法により予測した。

- ・ 主要アクセス道路沿線における影響
- ・ 駐車場の設置による影響

(4) 予測手順

a. 主要アクセス道路沿線における影響

図 3.2-6 に示す手順で実施した。

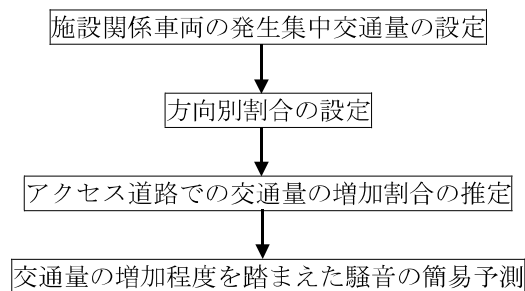


図 3.2-6 主要アクセス道路沿線における騒音予測手順

b. 駐車場の設置による影響

図 3.2-7 に示す手順で実施した。

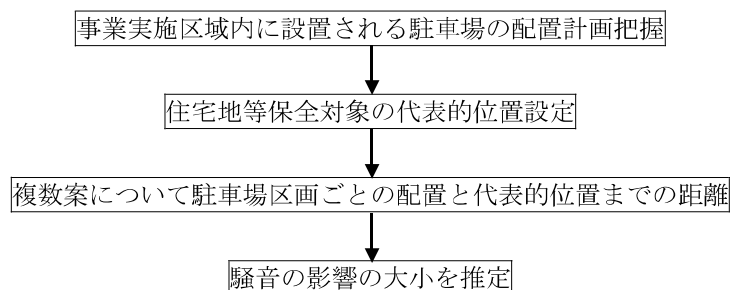


図 3.2-7 駐車場の設置による騒音予測手順

(ウ) 予測地点

a. 主要アクセス道路沿線における影響

大気質と同様に、主要アクセス道路の 2 路線（一般市道北神中央線及び一般市道長尾線）沿線を対象とした。

b. 駐車場の設置による影響

前掲図 3.2-5 に示す 1 地点とした。

(エ) 予測条件

a. 主要アクセス道路沿線における影響

「(1)大気質 ③施設関係車両等の走行に伴う影響 ウ. 予測の方法 (エ) 予測条件 a. 主要アクセス道路沿線における影響」と同様とした。

b. 駐車場の設置による影響

「(1)大気質 ③施設関係車両等の走行に伴う影響 ウ. 予測の方法 (エ) 予測条件 b. 駐車場の設置による影響」と同様とした。

エ. 予測の結果

(ア) 主要アクセス道路沿線における影響

大気質で示したように一般市道北神中央線沿線、一般市道長尾線沿線においては、令和 3 年度の断面交通量に対して、供用後の施設関係車両の台数は、約 7～8%の自動車交通量増加（増加の大部分が小型車）が見込まれる。

したがって、令和 3 年度現在走行している車両と同様な音響パワーを有する車両が、施設関係車両として供用時に走行するものとする、その増加の程度（ ΔL ）は、交通による音響パワーが 1.075 倍になるとして、次のとおり音響パワーレベルとして 0.3dB 程度増加することから、交通量以外のパラメータに変化がないものとした場合、騒音レベルとしては 0.3dB 程度と予測される。（交通量増加が 15%の区間は同様な計算で 0.6dB 程度となる。）

$$L_W = 10 \cdot \log (P/P_0)$$

ここで、 L_W ：音響パワーレベル

P ：音響パワー（Pa）

P_0 ： 2×10^{-5} （Pa）（基準となる音圧）

交通量と音響パワーが比例するものとする、現状の交通量による音響パワーを P_B として、施設関係車両の走行による音響パワーレベル増加の程度 ΔL は、交通量が 1.075 倍になったとして、

$$\begin{aligned} \Delta L &= 10 \cdot \log (P_B \times 1.075 / P_0) - 10 \cdot \log (P_B / P_0) \\ &= 10 \cdot (\log (P_B \times 1.075 / P_0) - \log (P_B / P_0)) \\ &= 10 \cdot \log ((P_B \times 1.075 / P_0) / (P_B / P_0)) = 10 \cdot \log 1.075 \approx 0.3 \end{aligned}$$

なお、施設関係車両の大型車混入率は、現状の一般市道北神中央線で 9%程度、一般市道長尾線で 12%程度（全国道路・街路交通情勢調査（令和 3 年度）による値）であり、それらに比べて同程度以下と想定されること、EV、FCV、HV 等の普及により自動車単体から発生する騒音の低減が見込まれること等を想定すると、将来の騒音は現況を著しく悪化させるものでは

ないと予測する。

(イ) 駐車場の設置による影響

前掲図 3.2-5 に仮想音源とした各駐車場区画の位置と代表的予測地点の位置を示した。

仮想音源の位置は各駐車場区画の中心とし、予測地点は周辺にまとまった住居等が立地することを考慮して大気質と同じ地点を設定した。

仮想音源の位置は、第1案の方が病院棟の南側の駐車台数が多い第2案よりも予測地点から離れた場所に位置する駐車場区画が多くなり、相対的に予測地点との距離が離れるため、第1案が第2案よりも影響は小さくなるものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-12 に示すとおりである。

複数案を比較すると、主要アクセス道路沿線における騒音に差は見られず、いずれの案も現状を著しく悪化させるものでないと評価する。

一方、駐車場の設置による影響を簡易的に予測した結果、第1案の方が第2案よりも予測地点に対する影響は小さいものと評価する。

表 3.2-12 騒音（施設関係車両等の走行に伴う影響）の評価結果

項目	第1案	第2案
主要アクセス道路沿線における影響	両案とも現状を著しく悪化させるものではなく、かつ、複数案による影響の差異はないものと評価する。	
駐車場の設置による影響	○	△

(3) 振動

① 造成、建設工事等に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における環境振動の状況について、既存資料の収集整理により把握した。

イ. 調査の結果

事業実施区域及びその周囲において、環境振動の測定は行われていない。

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

造成、建設工事等に伴う建設機械の稼働に係る振動の影響について、事前配慮の内容の実施を前提にして影響の程度を予測した。

(4) 予測条件

予測の前提とした建設機械の稼働に係る事前配慮の内容は、以下のとおりである。

- ・ 工事の平準化
- ・ 工事時間帯の遵守（夜間に特定建設作業等の大きな振動を発生する作業を行わない。）
- ・ 低振動工法の採用並びに低振動型建設機械の採用

エ. 予測の結果

事前配慮の内容により、造成、建設工事等に伴う建設機械の稼働に係る振動の発生は一定の低減が図られるものと考えられる。

さらに、事業者として実行可能な範囲内でできるだけ影響を低減するために、以下の環境保全措置を講じるものとする。

- ・ 敷地境界付近（特に南南東側の住宅地付近）への機械配置を回避する。
- ・ 過負荷運転の防止を徹底する。
- ・ 定期的な建設機械の点検、メンテナンスの実施を徹底する。

以上の環境保全措置の実施により、造成、建設工事等に伴う建設機械の稼働に係る振動の影響は、一層低減されるものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-13 に示すとおりである。

施工計画が具体化していない事前配慮書の段階では、複数案による造成計画や建設機械の種類、台数が不明のため定量的な影響評価実施は困難であるが、第1案と第2案では造成等の土工事を行う範囲は同様のため、複数案による大きな影響の差異は生じないものと評価する。

一方、病院棟等の建設工事中は第 2 案の方が、病院棟の地下及び地上躯体工事並びに基礎工事等の位置が事業実施区域南南東側に存在するまとまった住宅地から遠ざかるため、影響は小さくなるものと評価する。

また、予測結果より、事前配慮の内容に加えて予測の結果に記載した環境保全措置を適切に講じることにより、複数案のいずれにおいても、造成、建設工事等に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。

表 3.2-13 振動（造成、建設工事等に伴う影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
造成工事に伴う建設機械の稼働に係る振動	複数案による大きな影響の差異はなく、予測条件とした環境保全措置を適切に講じることにより、造成工事に伴う建設機械の稼働に係る振動の影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。	
建設工事に伴う建設機械の稼働に係る振動	△	○

② 工事関係車両の走行に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における道路交通振動の状況について、既存資料の収集整理により把握した。

イ. 調査の結果

事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の測定は行われていない。

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

工事関係車両の走行に伴う振動の影響について、事前配慮の内容の実施を前提にして影響の程度を予測した。

(4) 予測条件

予測の前提とした工事関係車両の走行に係る事前配慮の内容は、以下のとおりである。

- ・土工量のバランス（切土工・盛土工のバランス）に配慮し、建設発生土量を抑えることによる工事関連車両発生集中台数を抑制
- ・工事の平準化
- ・工事時間帯の遵守

エ. 予測の結果

事前配慮の内容により、工事関係車両の走行に伴う振動は一定の低減が図られるものと考えられる。

さらに、事業者として実行可能な範囲内でできるだけ影響を低減するために、以下の環境保全措置を講じるものとする。

- ・建設発生土、建設資材等の運搬にあたっては、過積載の防止を徹底する。
- ・急発進、急加速等の高負荷運転防止等のエコドライブを徹底する。
- ・車両の整備、点検を徹底する。
- ・工事関係者の通勤車両台数を削減するために公共交通機関の利用、相乗りを促進する。

以上の環境保全措置の実施により、工事関係車両の走行に伴う振動の影響は、一層低減されるものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-14 に示すとおりである。

施工計画が具体化していない事前配慮書の段階では、複数案による工事関係車両の発生集中台数及び経路が不明であるため定量的な影響評価実施は困難であるが、第1案と第2案では造成等の土工事量や、建設工事の資材量等は概ね同様であるため、大きな影響の差異は生じないものと評価する。

また、事前配慮の内容に加えて予測の結果に記載した環境保全措置を適切に講じることによりいずれの案においても、工事関係車両の走行に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。

表 3.2-14 振動（工事関係車両の走行に伴う影響）の評価結果

項目	第1案	第2案
工事関係車両の走行に伴う振動	複数案による大きな影響の差異はなく、予測条件とした環境保全措置を適切に講じることにより、工事関係車両の走行に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。	

③ 施設関係車両等の走行に伴う影響

ア. 調査の方法

調査の方法は、「(3) 振動 ②工事関係車両の走行に伴う影響 ア. 調査の方法」に示すとおりである。

イ. 調査の結果

事業実施区域及びその周囲において、道路交通振動の測定は行われていない。

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

供用時における施設関係車両等の走行に伴う振動の影響について、以下の内容について施設関係車両の車種などから、定性的手法により予測した。なお、振動は大型車の走行（特に高速走行）時に問題となるため、駐車場の設置による影響（小型車かつ低速走行）は小さいものと考え予測を行わないこととした。

- ・主要アクセス道路沿線における影響

(4) 予測手順

図 3.2-8 に示す手順により、主要アクセス道路における施設関係車両の走行による交通量の増加割合並びに増加する車種区分から定性的に予測した。

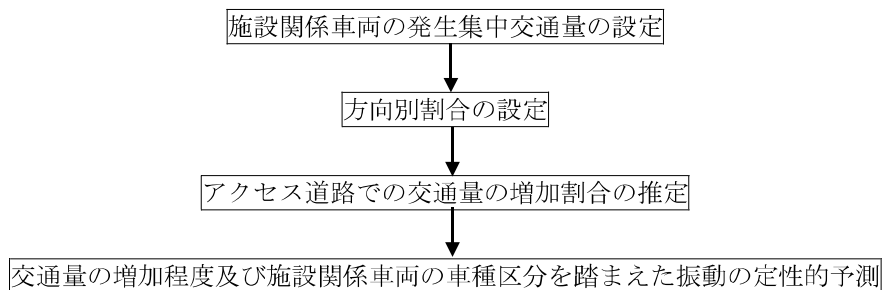


図 3.2-8 主要アクセス道路沿線における振動予測手順

エ. 予測の結果

大気質で示したように一般市道北神中央線沿線、一般市道長尾線沿線においては、令和 3 年度の断面交通量に対して、供用後の施設関係車両の台数は、第 1 案、第 2 案とも約 7～8% の増加が見込まれるが、施設関係車両は大部分が小型車であることから、将来の振動は現況を著しく悪化させることはないものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-15 に示すとおりである。

複数案を比較すると、施設関係車両等の走行に伴う影響に差異は見られず、いずれも現状を著しく悪化させるものでないと評価する。

表 3.2-15 振動（施設関係車両等の走行に伴う影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
主要アクセス道路沿線における影響	両案とも現状を著しく悪化させるものではなく、かつ、複数案による影響の差異はないものと評価する。	

(4) 水質

① 造成、建設工事等に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における河川の水質調査結果について、既存資料の収集整理により把握した。

イ. 調査の結果

事業実施区域周辺の河川では有馬川、有野川及び八多川で公共用水域の常時監視が行われており、その調査結果は、「第2章 2.4 環境の状況 2.4.5 水質 (1) 河川の水質」に示すとおりである。

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

造成、建設工事等に伴う水の濁りの影響について、事前配慮の内容の実施を前提にして影響の程度を予測した。

(4) 予測条件

予測の前提とした造成、建設工事等に係る事前配慮の内容は、以下のとおりである。

- ・ 仮設沈砂池の設置

エ. 予測の結果

事前配慮の内容により、造成、建設工事等に伴う水の濁りの発生は一定の低減が図られるものと考えられる。

さらに、事業者として実行可能な範囲内でできるだけ影響を低減するために、以下の環境保全措置を講じるものとする。

- ・ 仮設沈砂池は、放流先河川の水質保全の観点から適正な規模とする。
- ・ 造成後の土地利用に応じて、造成裸地の速やかな転圧、鉄板や養生シートによる被覆又は速やかな植栽、種子吹付などによる早期緑化を行うことにより土砂の流出を抑える。
- ・ 必要に応じて土砂流入防止柵の設置を行う。
- ・ 仮設沈砂池の出口において濁度計による連続観測を行うとともに放流先の河川の浮遊物質量（SS）について事後調査を実施するなど、工事中的水質監視を行う。
- ・ 必要に応じて下流の生態系に影響が及ばない範囲で、凝集剤等の使用により、土粒子の沈殿促進を図る。

以上の環境保全措置の実施により、造成、建設工事等に伴う水の濁りの影響は、一層低減されるものと予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-16 に示すとおりである。

施工計画が具体化していない事前配慮書の段階では、複数案による造成計画等が不明のため定量的な影響評価実施は困難であるが、第 1 案と第 2 案では造成等の土工事を行う範囲は同様のため、複数案による大きな影響の差異は生じないものと評価する。

また、予測結果より、事前配慮の内容に加えて予測の結果に記載した環境保全措置を適切に講じることにより、いずれの案においても、造成、建設工事等に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。

表 3.2-16 水質（造成、建設工事等に伴う影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
造成、建設工事等に伴う水質への影響	複数案による大きな影響の差異はなく、予測条件とした環境保全措置を適切に講じることにより、造成、建設工事等に伴う影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。	

(5) 日照

① 施設が存在による影響

ア. 調査の方法

事業実施区域周辺における緯度経度、地形の状況、土地利用の状況、関係法令等の状況について、既存資料の収集整理により把握した。

イ. 調査の結果

(7) 緯度・経度

国土地理院地図電子国土 Web (2025 年 1 月閲覧) による、各案の病院棟の中心位置の緯度、経度は次のとおりである。

第1案：北緯34度52分 8.80秒 東経 135度12分53.31秒

第2案：北緯34度52分10.53秒 東経 135度12分53.67秒

(4) 地形の状況

地形の状況は、前掲図 2.2-1 地形分類図に示したように、事業実施区域の南部は小起伏丘陵地となっており、北部は同区域外の北側を流れる長尾川に沿って分布する氾濫原・谷底平野となっている。そのため全体的には南側が高く、北側が低い地形となっている。

(5) 土地利用の状況

事業実施区域の現状の土地利用は田畑となっており、南端部が山林となっている。事業実施区域に隣接する地域において特に日照阻害が問題となる住宅等の範囲は用途地域が住居系である南東側に広がっており、その他の方向ではまばらに存在する程度である。

(イ) 関係法令

日影規制の規制時間は、建築基準法により冬至日の真太陽時による午前 8 時から午後 4 時までの 8 時間内で一定の数値が与えられており、そのいずれを採用するかは地方自治体の条例で決めることになっており、神戸市では「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」によって、表 3.2-17 に示すとおり定められている。

表 3.2-17 日影規制の規制時間

用途地域	容積率	測定位置		日影規制時間	
		測定面	測定基準線	5m	10m
第1種低層住居専用地域	80%・100% ^{注)1} の地域	平均地盤面から 1.5m	敷地境界線 から水平距離 5m・10m	3時間	2時間
第2種低層住居専用地域	100% ^{注)2} ・150%の地域			4時間	2.5時間
第1種中高層住居専用地域	100%・150%の地域	3時間		2時間	
第2種中高層住居専用地域	200%・300%の地域	4時間		2.5時間	
第1種住居地域	200%の地域	4時間		2.5時間	
第2種住居地域	300%の地域	平均地盤面から 4m		5時間	3時間
準住居地域				5時間	3時間
近隣商業地域	5時間			3時間	
準工業地域	5時間			3時間	
用途地域の指定のない区域				4時間	2.5時間

注) 1：すまい・まちなみ形成地区（都市計画法に規定する特別用途地区として神戸市が指定した地区。以下同じ。）に限る。

2：すまい・まちなみ形成地区を除く。

出典：「神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例」第20条

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

冬至日における施設の存在による日影の状況とした。

(4) 予測手順

図 3.2-9 に示す手順で実施した。

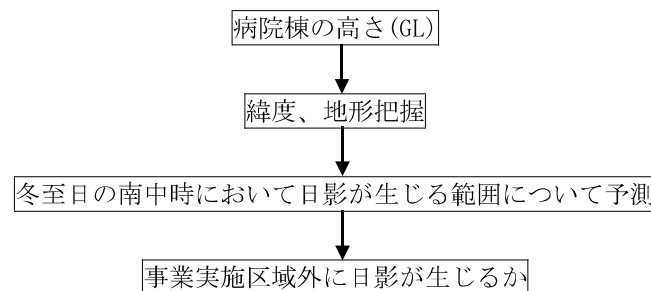


図 3.2-9 日照予測手順

(7) 予測地点

冬至日の南中時に病院棟からの日影が見込まれる範囲とした。

(イ) 予測式

予測は、太陽の高度・方位及び病院棟の高さを用いた次式で実施した。

$$L = H \cot Z$$

$$\sin Z = \sin \phi \cdot \sin \delta + \cos \phi \cdot \cos \delta \cdot \cos t$$

ここで、建物高さを 40m とすると、北側敷地境界位置レベルからの高さHは

H：北側敷地境界位置レベルからの建物の高さ（m）

（H=根切底標高+建物高さ（40）-敷地境界標高 とした。）

ϕ ：緯度

δ ：太陽の赤緯（°）（冬至における値は $-23^{\circ} 27'$ ）

t ：時角（°）（1 時間について 15° の割合で、真太陽時における 12 時を中心にとった値。午前は負、午後は正、12 時は 0° ）

(ロ) 予測条件

予測高さは国土地理院地図電子国土 Web（2025 年 1 月閲覧）から各案の敷地境界の標高を読み取り、下記の通りとした。

第 1 案：H=166.4+40-164.0=42.4m、第 2 案：H=165.9+40-163.9=42.0m

緯度 ϕ は第 1 案北緯 34 度 52 分 8.80 秒、第 2 案北緯 34 度 52 分 10.53 秒とした。

予測対象は冬至日の南中時（真太陽時における 12 時）としたことから、 $t=0$ とした。

エ. 予測の結果

予測条件を予測式に当てはめて冬至日の真太陽時の 12 時における病院棟の影の長さを計算すると第 1 案で 68.22m、第 2 案で 67.58m となる。これらはいずれも事業実施区域の中におさまっており、第 1 案では敷地境界までの距離が 95m 程度、第 2 案では 40m 程度となる。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-18 に示すとおりである。

冬至日の南中時（真太陽時における 12 時）に事業実施区域の外側まで病院棟の影が及ばないことから、いずれの案も 4 時間を超える日影は生じないものと考えられ、施設の影響は軽微であると考えが、第 1 案の方が北側の敷地境界までの距離を確保できることから、事業実施区域北側の日照確保の観点からはより望ましいものと評価する。

表 3.2-18 日照（施設の存在による影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
施設の存在による日影の状況	○	△

(6) 植物

① 造成、建設工事等に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における植物の重要な種の生育状況及び植生について、既存資料の収集・整理により把握した。

イ. 調査の結果

(7) 重要な植物の選定基準

重要な植物の選定基準は、表 3.2-19 に示すとおりである。

表 3.2-19 重要な植物の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号) 「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号) 「三田市文化財保護条例」 (平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：兵庫県指定天然記念物 市天：神戸市指定天然記念物 三田市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「環境の保全と創造に関する条例」 (平成 7 年 7 月 18 日兵庫県条例第 28 号)	郷土：郷土記念物
④	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成 29 年 10 月 10 日神戸市条例第 7 号)	希少：希少野生動植物種
⑤	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑥	「兵庫県版レッドデータブック 2020 (植物・植物群落)」 (令和 2 年、兵庫県)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク LE：地域絶滅危惧種 (淡水藻類・海藻類のみが対象。) 調：要調査
⑦	「神戸の希少な野生動植物ー神戸版レッドデータ 2020」 (令和 3 年、神戸市)	今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査

(イ) 重要な植物

事業実施区域及びその周囲における重要な植物の確認状況は、表 3.2-20 に示すとおりであり、20 目 26 科 53 種が確認されている。(確認記録のあった文献は、前掲表 2.2-3 に示す No.1 及び No.2 である。)

(ウ) 植生

事業実施区域及びその周囲における現存植生図は、前掲図 2.2-5 に示すとおりである。

事業実施区域の植生は、水田雑草群落、畑雑草群落、竹林、造成地及び路傍・空地雑草群落となっている。

(エ) 重要な植物群落等

事業実施区域及びその周囲において、重要な植物群落等は確認されていない。

表 3.2-20(1) 事業実施区域及びその周囲における重要な植物

No.	分類群	目名	科名	種名	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
1	紅藻類	ベニマダラ目	ベニマダラ科	タンスイベニマダラ					NT	C	
2	車軸藻類	シャジクモ目	シャジクモ科	シャジクモ					VU	C	
3	車軸藻類			ハデフラスコモ					CR+EN	A	
4	シダ植物門	ハナヤスリ目	ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ							C
5	大葉シダ綱	ゼンマイ目	ゼンマイ科	ヤシャゼンマイ				希少		B	A
6				ヤマドリゼンマイ						C	B
7		ウラボシ目	オンダ科	ミヤマクマワラビ						C	B
8				カタイノデ							B
9	種子植物門 被子植物亜門	スイレン目	スイレン科	ヒツジグサ							C
10	種子植物門 単子葉類	オモダカ目	サトイモ科	キシダマムシグサ						C	C
11			トチカガミ科	イトトリゲモ					NT	C	C
12				ミズオオバコ					VU	C	C
13		ヤマノイモ目	ヒナノシヤクジョウ科	ヒナノシヤクジョウ						B	A
14		クサスギカズラ目	ラン科	ムギラン					NT		C
15				エビネ					NT	C	C
16				ギンラン						C	C
17				キンラン					VU	C	B
18				サイハイラン							C
19				カキラン						C	C
20				ミズトンボ					VU	C	B
21				ジガバチソウ							B
22				サギソウ					NT	B	B
23				トキソウ					NT	C	B
24				ヤマトキソウ						C	B
25				カヤラン				希少		C	A
26				ヒトツボクロ						B	B
27		イネ目	カヤツリグサ科	ヤマジスゲ						B	B
28				オニスゲ							C
29				アワボスゲ						A	B
30				セイタカハライ							C
31				ミカツキグサ						C	C
32			イネ科	ヒメコヌカグサ					NT		
33				ヒメアブラススキ							B

表 3.2-20(2) 事業実施区域及びその周囲における重要な植物

No.	分類群	目名	科名	種名	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
34	種子植物門 真正双子葉類	ユキノシタ目	タコノアシ科	タコノアシ					NT	C	C
35		マメ目	マメ科	フジキ							C
36		バラ目	グミ科	アリマグミ						C	B
37			クロウメモドキ科	クロウメモドキ							C
38		ニシキギ目	ニシキギ科	ウメバチソウ							B
39		キントラノオ目	オトギリソウ科	ミズオトギリ							B
40		ナデシコ目	モウセンゴケ科	モウセンゴケ							C
41		ツツジ目	マタタビ科	サルナシ							調
42			ツツジ科	シャクジョウソウ						C	B
43		リンドウ目	キョウチクトウ科	タチカモメヅル							B
44				スズサイコ					NT		C
45		シソ目	ハマウツボ科	キヨスミウツボ						B	B
46				オオヒキヨモギ					VU		
47			タヌキモ科	イヌタヌキモ					NT		
48				タヌキモ					NT	A	
49				ヒメタヌキモ					NT	B	A
50				ムラサキミミカキグサ					NT	C	B
51		キク目	キキョウ科	キキョウ					VU		B
52			キク科	テイショウソウ						C	C
53				ハンカイソウ						C	B
計		20 目	26 科	53 種	0 種	0 種	0 種	2 種	20 種	32 種	46 種

注) 1: 選定基準は、表 3.2-19 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm>
2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

ウ. 予測の方法

植物の重要な種の生育状況及び群落並びに植生の状況（前掲図 2.2-5 参照）と事業計画（造成、建設工事等）の重ね合わせにより、造成、建設工事等に伴う重要な種及び群落への影響を重要な種等の生態を踏まえ定性的に予測した。

エ. 予測の結果

事業実施区域内には、樹林地（造成範囲では主に竹林）、水田雑草群落や畑雑草群落等の草地環境が分布し、水田等でみられるシャジクモや山野の草地や土手などに生育するキキョウ等の重要な植物が生育している可能性がある。

造成、建設工事等に伴い、これらの種が生育する環境が改変されると予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-21 に示すとおりである。

事業実施区域は、樹林地（造成範囲では主に竹林）や水田、草地環境等で構成される二次的な環境で、周囲には隣接して同様の環境が分布しており、事業実施区域以外の改変はほとんどない。また、事業実施区域内の樹林地（南側の樹林地）を可能な限り保存（樹林地の約 30%が残存）することにより、周辺の樹林地等との連続性に配慮し、まとまりのある緑地の保全に努めることから重要な種への影響は小さいと考える。したがって、造成、建設工事等に伴う影響は、複数案による差異はないものと評価する。

表 3.2-21 植物（造成、建設工事等に伴う影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
造成、建設工事等に伴う重要な種及び群落への影響	両案とも重要な種への影響は小さく、かつ、複数案による影響の差異はないものと評価する。	

(7) 動物

① 造成、建設工事等に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における動物の重要な種の生育状況について、既存資料の収集・整理により把握した。

イ. 調査の結果

(ア) 重要な動物の選定基準

重要な動物の選定基準は、表 3.2-22 に示すとおりである。

表 3.2-22 重要な動物の選定基準

No.	選定基準	カテゴリー
①	「文化財保護法」(昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号) 「兵庫県文化財保護条例」 (昭和 39 年 4 月 1 日兵庫県条例第 58 号) 「神戸市文化財の保護及び文化財等を取り巻く文化環境の保全に関する条例」(平成 9 年 3 月 31 日神戸市条例第 50 号) 「三田市文化財保護条例」 (平成 14 年 3 月 29 日三田市条例第 5 号)	特天：特別天然記念物 国天：天然記念物 県天：兵庫県指定天然記念物 市天：神戸市指定天然記念物 三田市指定天然記念物
②	「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」 (平成 4 年 6 月 5 日法律第 75 号)	国際：国際希少野生動植物種 国内：国内希少野生動植物種 第一：特定第一種国内希少野生動植物種 第二：特定第二種国内希少野生動植物種 緊急：緊急指定種
③	「神戸市生物多様性の保全に関する条例」 (平成 29 年 10 月 10 日神戸市条例第 7 号)	希少：希少野生動植物種
④	「環境省レッドリスト 2020」(令和 2 年、環境省)	EX：絶滅 EW：野生絶滅 CR：絶滅危惧ⅠA 類 EN：絶滅危惧ⅠB 類 VU：絶滅危惧Ⅱ類 NT：準絶滅危惧 DD：情報不足 LP：絶滅のおそれのある地域個体群
⑤	「兵庫県版レッドリスト 2013 (鳥類)」 (平成 25 年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト 2014 (貝類・その他無脊椎動物)」 (平成 26 年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト 2017 (哺乳類・爬虫類・両生類・魚類・クモ類)」(平成 29 年、兵庫県) 「兵庫県版レッドリスト 2022 (昆虫類)」 (令和 4 年、兵庫県)	EX：絶滅 A：A ランク B：B ランク C：C ランク 注：要注目 調：要調査 地：地域限定貴重種
⑥	「神戸の希少な野生動植物—神戸版レッドデータ 2020」 (令和 3 年、神戸市)	今：今見られない A：A ランク B：B ランク C：C ランク 調：要調査

(イ) 重要な動物

事業実施区域及びその周囲における重要な動物の一覧は表 3.2-23～表 3.2-30 に示すとおりである。

事業実施区域及びその周囲では、哺乳類が 4 目 6 科 11 種、鳥類が 10 目 19 科 31 種、両生類が 2 目 5 科 12 種、爬虫類が 2 目 4 科 8 種、魚類が 5 目 9 科 9 種、昆虫類が 7 目 25 科 43 種、底生動物が 9 目 20 科 27 種、陸産貝類が 2 目 4 科 8 種確認されている。(確認記録のあった文献は、前掲表 2.2-3 に示すNo.1 及び No.2 である。)

(ウ) 注目すべき生息地

事業実施区域及びその周囲において、動物の注目すべき生息地は確認されていない。

表 3.2-23 事業実施区域及びその周囲における重要な動物（哺乳類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	モグラ目（食虫目）	モグラ科	ヒミズ						B
2			コウベモグラ						B
3	コウモリ目（翼手目）	キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ					調	調
4	ネズミ目（齧歯目）	リス科	ニホンリス						B
5		ネズミ科	スミスネズミ					調	A
6			アカネズミ						C
7			ヒメネズミ						B
8			カヤネズミ						B
9	ネコ目（食肉目）	イヌ科	キツネ						調
10		イタチ科	テン（ホンドテン）						調
11			アナグマ						B
計	4 目	6 科	11 種	0 種	0 種	0 種	0 種	2 種	11 種

注) 1：選定基準は、表 3.2-22 に対応する。

2：確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm> 2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

表 3.2-24 事業実施区域及びその周囲における重要な動物（鳥類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	キジ目	キジ科	ヤマドリ					注	調（繁殖）
2	カモ目	カモ科	オシドリ				DD	B	C（越冬）
3	ペリカン目	サギ科	ゴイサギ						B（繁殖）
4			ダイサギ						B（繁殖）
5			コサギ						B（繁殖）
6	カッコウ目	カッコウ科	ホトトギス						B（繁殖）
7			ツツドリ						B（繁殖）
8	タカ目	ミサゴ科	ミサゴ				NT	A	A（繁殖）, C（越冬）
9		タカ科	ハチクマ				NT	B	B（繁殖）
10			ツミ					B	調（繁殖）, C（越冬）
11			ハイタカ				NT	C	C（越冬）
12			オオタカ				NT	B	B（繁殖）, C（越冬）
13			サシバ				VU	B	A（繁殖）
14			ノスリ					B	C（越冬）
15	フクロウ目	フクロウ科	フクロウ						B（繁殖）, B（越冬）
16	ブッポウソウ目	カワセミ科	カワセミ					注	
17	キツツキ目	キツツキ科	アカゲラ					C	C（越冬）
18			アオゲラ					C	C（繁殖）, C（越冬）
19	ハヤブサ目	ハヤブサ科	ハヤブサ		国内		VU	B	A（繁殖）, C（越冬）
20	スズメ目	サンショウクイ科	サンショウクイ				VU	C	B（繁殖）
21		カササギヒタキ科	サンコウチョウ						C（繁殖）
22		シジュウカラ科	コガラ					注	
23		ムシクイ科	メボソムシクイ					B	
24		ミソサザイ科	ミソサザイ						C（繁殖）
25		カワガラス科	カワガラス					C	B（繁殖）, B（越冬）
26		ヒタキ科	トラツグミ						C（繁殖）
27			ルリビタキ					A	
28			キビタキ					注	
29			オオルリ					注	
30		イワヒバリ科	カヤクグリ					A	C（越冬）
31		ホオジロ科	アオジ					A	
計	10 目	19 科	31 種	0 種	1 種	0 種	8 種	22 種	24 種

注) 1: 選定基準は、表 3.2-22 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

（国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm>
2025 年 1 月閲覧）を加工して作成した。

表 3.2-25 事業実施区域及びその周囲における重要な動物（両生類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	有尾目	サンショウウオ科	ヒダサンショウウオ			希少	NT	B	A
2			セトウチサンショウウオ		第二		VU		B
3		イモリ科	アカハライモリ				NT	注	B
4	無尾目	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル					C	C
5		アカガエル科	タゴガエル					C	C
6			ニホンアカガエル					C	C
7			トノサマガエル				NT		
8			ナゴヤダルマガエル			希少	EN	A	A
9			ツチガエル					C	B
10		アオガエル科	シュレーゲルアオガエル					C	C
11			モリアオガエル					B	B
12			カジカガエル					C	B
計	2 目	5 科	12 種	0 種	1 種	2 種	5 種	10 種	11 種

注) 1: 選定基準は、表 3.2-22 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm>
2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

表 3.2-26 事業実施区域及びその周囲における重要な動物（爬虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	カメ目	イシガメ科	ニホンイシガメ				NT	C	A
2	有鱗目	ヤモリ科	ニホンヤモリ					注	
3		タカチホヘビ科	タカチホヘビ					C	A
4		ナミヘビ科	シマヘビ						調
5			アオダイショウ						調
6			ジムグリ					注	B
7			シロマダラ					C	B
8			ヒバカリ					注	C
計	2 目	4 科	8 種	0 種	0 種	0 種	1 種	6 種	7 種

注) 1: 選定基準は、表 3.2-22 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

(国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm>
2025 年 1 月閲覧) を加工して作成した。

表 3.2-27 事業実施区域及びその周囲における重要な動物（魚類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	コイ目	コイ科	ギンブナ						C
2		ドジョウ科	ドジョウ				NT	注	C
3		フクドジョウ科	ナガレホトケドジョウ				EN	調	B
4	ナマズ目	ギギ科	ギギ						B
5		アカザ科	アカザ			希少	VU	地	A
6	サケ目	アユ科	アユ ^{注) 3}						C
7		サケ科	サツキマス（アマゴ）				NT	調	
8	ダツ目	メダカ科	ミナミメダカ				VU	注	C
9	スズキ目	ハゼ科	シマヒレヨシノボリ				NT	調	
計	5 目	9 科	9 種	0 種	0 種	1 種	6 種	6 種	7 種

注) 1：選定基準は、表 3.2-22 に対応する。

2：確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

（国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm> 2025 年 1 月閲覧）を加工して作成した。

3：アユは、武庫川上流域からの放流個体である可能性があるが、遡上の可能性もあるため重要な種として扱った。

表 3.2-28 事業実施区域及びその周囲における重要な動物（昆虫類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	トンボ目（蜻蛉目）	アオイトトンボ科	オツネントンボ					調	
2		イトトンボ科	ムスジイトトンボ					注	C
3		モノサシトンボ科	グンバイトンボ				NT	B	B
4		ヤンマ科	ネアカヨシヤンマ				NT	B	A
5			マルタンヤンマ					調	C
6			カトリヤンマ					C	B
7		サナエトンボ科	アオサナエ					注	A
8			タバサナエ				NT		C
9			フタスジサナエ				NT		
10		エゾトンボ科	エゾトンボ					B	B
11		トンボ科	ヨツボシトンボ					C	C
12			ハッチョウトンボ					B	B
13			キトンボ						C
14			アキアカネ						C
15			ノシメトンボ					調	C
16	カメムシ目（半翅目）	セミ科	ハルゼミ					C	
17		ミズムシ科（昆）	オオミズムシ				NT	C	B
18		コオイムシ科	コオイムシ				NT		
19		タイコウチ科	ミズカマキリ					注	調
20	ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	ヤマトクロスジヘビトンボ						調
21	チョウ目（鱗翅目）	セセリチョウ科	キバネセセリ					C	
22			オオチャバネセセリ						C
23		シジミチョウ科	クロシジミ				EN	A	A
24			ゴイシシジミ					B	C
25		タテハチョウ科	クロヒカゲモドキ				EN	A	
26			ミスジチョウ						C
27			オオムラサキ				NT	C	C
28			ウラナミジャノメ本土亜種				VU	B	今
29		ヤガ科	ヨシノキシタバ					注	
30	ハエ目（双翅目）	クサアブ科	ネグロクサアブ				DD	注	C
31	コウチュウ目 （鞘翅目）	ゲンゴロウ科	ヒメケシゲンゴロウ				VU		C
32			マルチビゲンゴロウ				NT		
33			ヒメゲンゴロウ						C
34		コガシラミズムシ科	マダラコガシラミズムシ				VU	C	C
35		ホソガムシ科	チュウブホソガムシ				VU		
36		ガムシ科	スジヒラタガムシ				NT		
37			コガムシ				DD		
38			ミユキシジミガムシ				NT		調
39	ハチ目（膜翅目）	アリ科	トゲアリ				VU		調
40		スズメバチ科	ヤマトアシナガバチ				DD		
41			モンスズメバチ				DD		
42		ドロバチモドキ科	キアシナダカバチモドキ				VU		
43		ヒメバチ科	ミズバチ				DD		調
計	7 目	25 科	43 種	0 種	0 種	0 種	23 種	23 種	29 種

注) 1: 選定基準は、表 3.2-22 に対応する。

2: 確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

（国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm>
2025 年 1 月閲覧）を加工して作成した。

表 3.2-29 事業実施区域及びその周囲における重要な動物（底生動物）

No.	分類群	目名	科名	種名	選定基準						
					①	②	③	④	⑤	⑥	
1	軟体動物門 腹足綱	新生腹足目	タニシ科	オオタニシ				NT			
2			エゾマメタニシ科	マメタニシ				CR	A		
3		汎有肺目	ヒラマキガイ科	ヒラマキミズマイマイ				DD			
4				ヒラマキガイモドキ				NT			
5	軟体動物門	イシガイ目	イシガイ科	イシガイ					C	B	
6	二枚貝綱	マルスダレガイ目	ドブシジミ科	ドブシジミ					C	B	
7	節足動物門	カゲロウ目（蜉蝣目）	トビイロカゲロウ科	オオトゲエラカゲロウ					注	B	
8	昆虫綱	トンボ目（蜻蛉目）	イトトンボ科	オオイトトンボ					B	B	
9			ヤンマ科	マルタンヤンマ					調	C	
10			サナエトンボ科	オナガサナエ						C	
11				オジロサナエ						C	
12				タバサナエ				NT		C	
13				フタスジサナエ				NT			
14			エゾトンボ科	タカネトンボ					調	調	
15			トンボ科	ノシメトンボ					調	C	
16		カメムシ目 （半翅目）	ミズムシ科（昆）	オオミズムシ				NT	C	B	
17			コオイムシ科	コオイムシ				NT			
18			タイコウチ科	ミズカマキリ						注	調
19		ヘビトンボ目	ヘビトンボ科	タイリククロスジヘビトンボ							調
20		コウチュウ目 （鞘翅目）	ゲンゴロウ科	コウベツブゲンゴロウ				NT	調	B	
21				ルイスツブゲンゴロウ				VU	調	C	
22				マルチビゲンゴロウ				NT			
23			ミズスマシ科	オオミズスマシ				NT	調	B	
24			コガシラミズムシ科	キイロコガシラミズムシ				VU	C	C	
25	マダラコガシラミズムシ						VU	C	C		
26	ホソガムシ科		チュウブホソガムシ				VU				
27	ガムシ科		スジヒラタガムシ					NT			
計		9 目	20 科	27 種	0 種	0 種	0 種	16 種	15 種	18 種	

注）1：選定基準は、表 3.2-22 に対応する。

2：確認種一覧は、「令和 6 年度版 河川水辺の国勢調査のための生物リスト」

（国土交通省 <https://www.nilim.go.jp/lab/fbg/ksnkankyo/mizukokuweb/system/seibutsuList.htm>
2025 年 1 月閲覧）を加工して作成した。

表 3.2-30 事業実施区域及びその周囲における重要な動物（陸産貝類）

No.	目名	科名	種名	選定基準					
				①	②	③	④	⑤	⑥
1	オキナエビス目	ヤマキサゴ科	ヤマキサゴ						C
2	マイマイ目	ベッコウマイマイ科	ヒラベッコウガイ				DD		
3			ヒメハリマキビ				NT		
4			オオウエキビ				DD		C
5			ヒメカサキビ				NT		
6		ニッポンマイマイ科	ケハダビロウドマイマイ				NT	B	B
7	オナジマイマイ科	イセノナミマイマイ					注		
8		カタマメマイマイ				VU	EX	A	
計	2 目	4 科	8 種	0 種	0 種	0 種	6 種	3 種	4 種

注）1：選定基準は、表 3.2-22 に対応する。

2：確認種一覧は、原則「日本野生生物目録一本邦野生動植物の種の現状－無脊椎動物編Ⅲ」

（平成 10 年、環境庁、（財）自然環境研究センター）を加工し作成した。

ウ. 予測の方法

動物の重要な種の生息状況及び生息環境の状況（前掲図 2.2-5 参照）と事業計画（造成、建設工事等）の重ね合わせにより、造成、建設工事等に伴う重要な種及び生息環境への影響を重要な種の生態を踏まえ定性的に予測した。

エ. 予測の結果

事業実施区域内には、樹林地（造成範囲では主に竹林）、水田雑草群落や畑雑草群落等の草地環境が分布する。

樹林地環境には、コウベモグラ、アカネズミ等の哺乳類、ヤマドリ、アオゲラ等の鳥類、その他の重要な動物が生息していると考えられる。

草地環境には、水田やその周辺水路、湿地等に生息するスジヒラタガムシ、コオイムシ等の水生昆虫、アキアカネやカトリヤンマ等のトンボ類、水路等の緩流域でみられるドジョウやミナメダカ等の魚類、水田周辺の水域を利用するトノサマガエルやツチガエル、隣接する樹林地と水田環境を一体的に利用するシュレーゲルアオガエル、それらを捕食するアオダイショウやダイサギ等の重要な動物が生息していると考えられる。

造成、建設工事等に伴い、これらの種が生息する環境が改変されると予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-31 に示すとおりである。

事業実施区域は、樹林地（造成範囲では主に竹林）や水田、草地環境等で構成される二次的な環境で、周囲には隣接して同様の環境が分布しており、生息環境の一部は改変されるが事業実施区域以外の改変はほとんどない。また、事業実施区域内の樹林地（南側の樹林地）を可能な限り保存（樹林地の約 30%が残存）することにより、周辺の樹林地等との連続性に配慮し、まとまりのある緑地保全に努めることから重要な種及び生息環境への影響は小さいと考える。したがって、造成、建設工事等に伴う影響は、複数案による差異はないものと評価する。

表 3.2-31 動物（造成、建設工事等に伴う影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
造成、建設工事等に伴う重要な種及び生息環境への影響	両案とも重要な種及び生息環境への影響は小さく、かつ、複数案による影響の差異はないものと評価する。	

(8) 生態系

① 造成、建設工事等に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における生態系の概要について、既存資料の収集・整理により把握した。

イ. 調査の結果

事業実施区域及びその周囲は、樹林、草地、市街地等、水域の環境区分で構成されている。

高次消費者（上位性種）として、樹林環境やこれらの環境を広く利用するイノシシ、タヌキ、キツネ、イタチ類等の雑食性哺乳類やサギ類等の生息が考えられる。

草地環境は、路傍・空地雑草群落、ゴルフ場・芝地等の乾性草地と水田雑草群落等の湿性草地が分布し、トンボ類、バッタ類等の昆虫類やカエル類、トカゲ類等の両生類・爬虫類、の生息が考えられる。

水域環境（河川、水路、溜池）では、水生昆虫類、甲殻類等の底生動物や水辺性鳥類のサギ類等の生息が考えられる。

市街地等は、テントウムシ類、チョウ類等の昆虫類やスズメ、ハト類等の鳥類の生息が考えられる。

ウ. 予測の方法

生態系の概要（上位性・典型性・特殊性の代表種、種多様性）の観点から選定した生態系の基盤となる生育・生息環境の状況（前掲図 2.2-5 参照）と事業計画（造成、建設工事等）の重ね合わせにより、土地の改変による代表的な生態系への影響を定性的に予測した。

エ. 予測の結果

事業実施区域及びその周囲は、樹林地（造成範囲では主に竹林）、草地の乾性草地、湿性草地及び市街地等が分布し、これらの環境を利用する上位性種（タヌキ、サギ類等）、典型性種（ハト類、カエル類）の生育・生息基盤の一部が、造成、建設工事等に伴い改変されると予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-32 に示すとおりである。

事業実施区域は、樹林地（造成範囲では主に竹林）や水田、草地環境等で構成される二次的な環境で、周囲には隣接して同様の環境が分布しており、生育・生息基盤の一部は改変されるが事業実施区域以外の改変はほとんどない。また、事業実施区域内の樹林地（南側の樹林地）を可能な限り保存（樹林地の約 30%が残存）することにより、周辺の樹林地等との連続性に配慮し、まとまりのある緑地の保全に努めることから地域生態系を構成する種への直接的な影響及び生育・生息基盤環境の変化は小さいと考える。したがって、造成、建設工事等に伴う影響は、複数案による差異はないものと評価する。

表 3.2-32 生態系（造成、建設工事等に伴う影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
造成、建設工事等に伴う生態系への影響	両案とも生態系を構成する種への直接的な影響及び生育・生息基盤環境の変化は小さく、かつ、複数案による影響の差異はないものと評価する。	

(9) 景観

① 施設の存在による影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における景観の状況について、既存資料の収集・整理により把握した。

イ. 調査の結果

調査の結果は、「第2章 2.2 地域の自然的状況 2.2.8 景観」に示すとおりである。

ウ. 予測の方法

(7) 予測事項

- ・ 景観資源への影響
- ・ 主要な眺望点への影響

(イ) 予測手順

a. 景観資源への影響

施設の存在による景観資源の直接的改変の有無について予測を行った。

b. 主要な眺望点への影響

病院棟頭頂部の可視領域図を作成し、前掲図 2.2-10 に示した主要な眺望点の状況と重ね合わせ、各案を比較することにより、施設の存在による主要な眺望点からの眺望景観に及ぼす影響の予測を行った。

(ウ) 予測範囲

a. 景観資源への影響

事業実施区域内とした。

b. 主要な眺望点への影響

前掲図 2.2-10 に示した主要な眺望点の状況の図郭の範囲とした。

(エ) 予測条件

a. 景観資源への影響

事業実施区域内の景観資源の分布状況と事業により造成される範囲に基づいた。

b. 主要な眺望点への影響

第1案、第2案の病院棟の位置において、根切底から 40m（8 階相当）の建築物が立ち上がるものとして、その中心部から眺望できる範囲について GIS を用いて周辺の地形を考慮して可視領域を予測した。なお可視領域になっていても、地物（建造物や植生等）の影響で視認できないことがある。

エ. 予測の結果

a. 景観資源への影響

事業実施区域には、「第3回自然環境保全基礎調査 兵庫県自然環境情報図」（平成元年、環境庁）及び「兵庫の貴重な自然 兵庫県版レッドデータブック 2011（地形・地質・自然景観・生態系）」（平成23年、兵庫県）による景観資源は存在しないことから、いずれの案も施設の存在による影響はないと予測する。

b. 主要な眺望点への影響

第1案、第2案の病院棟の可視領域図は、図 3.2-10 に示すとおりである。

両案に目立った差異はなく、主要な眺望点での視認可能性についても、表 3.2-33 に示すとおり、両案による差はほとんどないと予測する。

表 3.2-33 主要な眺望点での視認可能性

No.	名称	視認できる可能性があるかどうか（可能性有：有、視認できない：無）	
		第1案	第2案
1	長尾町公園	有	有
2	菅生公園	有	有
3	千代ヶ谷公園	有	有
4	ブイブイの森（南公園）	無	無
5	三輪神社	無	無
6	欣勝寺	無	無
7	塩田八幡宮	無	無
8	鐺射山	無	無
9	光山寺	無	無
10	道の駅 神戸フルーツ・フラワーパーク 大沢	無	無
11	北神戸田園スポーツ公園	無	無
12	百丈岩	無	無

注）表中の No. は、図 3.2-10 に対応する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-34 に示すとおりである。

予測結果に示すとおり、いずれの案も施設の存在による景観資源への影響はなく、複数案における病院棟の可視領域はほぼ同じであり、主要な眺望点の眺望景観に及ぼす影響の差異はほとんど生じないと考えられる。建物の形状やデザインは現時点では未定であるため、今後計画熟度を高めていく中で、周辺の自然環境等と調和のとれた計画としていくことで、表 3.2-34 に示すように、周辺の主要な眺望点からの眺望景観に著しい影響を及ぼすことはないものと評価する。

表 3.2-34 景観（施設の存在による影響）の評価結果

項目	第 1 案	第 2 案
施設の存在による景観資源及び主要な眺望点への影響	いずれの案においても景観資源への影響はなく、周辺の主要な眺望点からの眺望景観に著しい影響を及ぼすことはないものと考えられる。また、複数案における眺望景観への影響の差異はほとんどないものと評価する。	

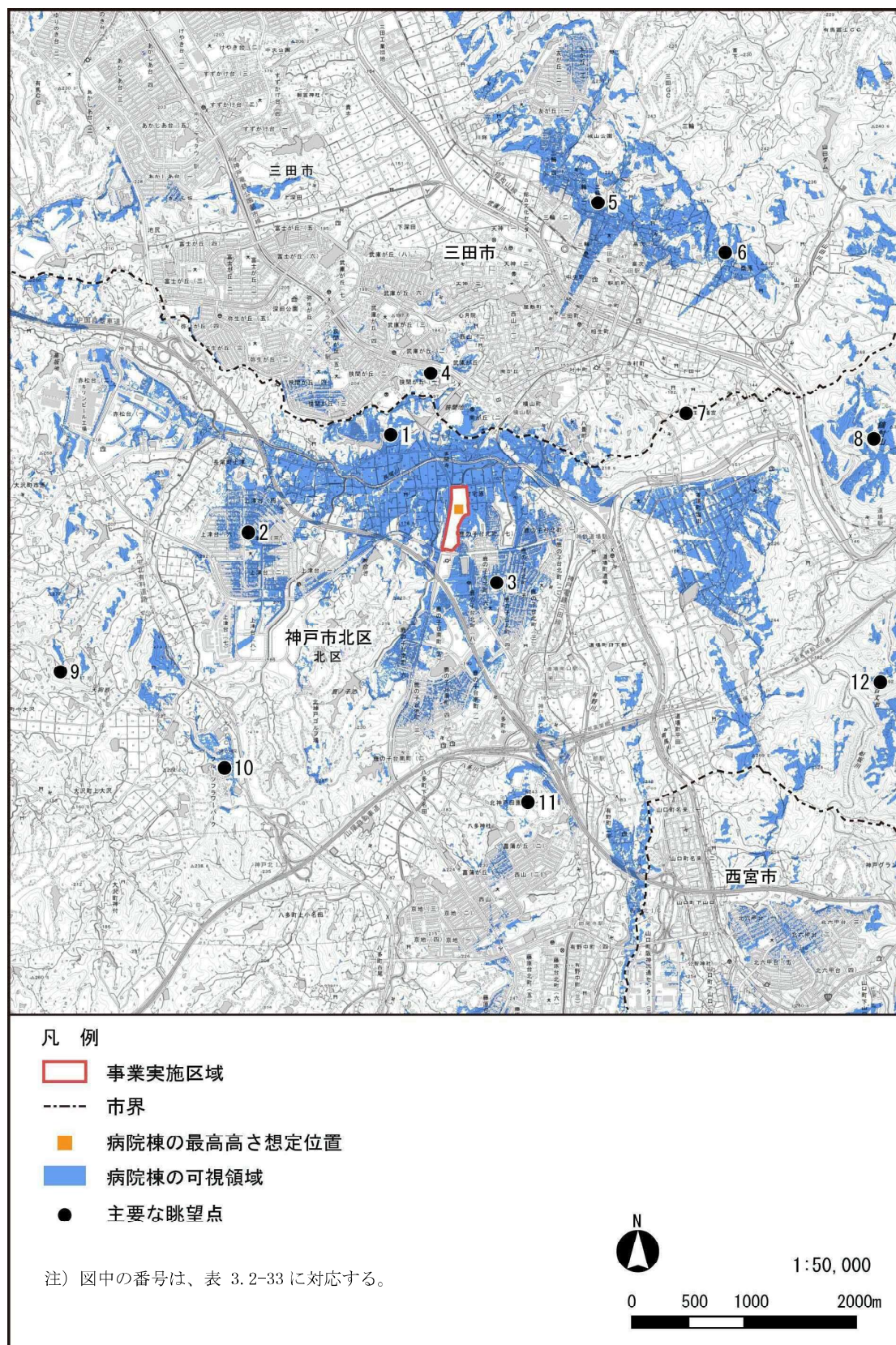


図 3.2-10(1) 可視領域図 (第 1 案)

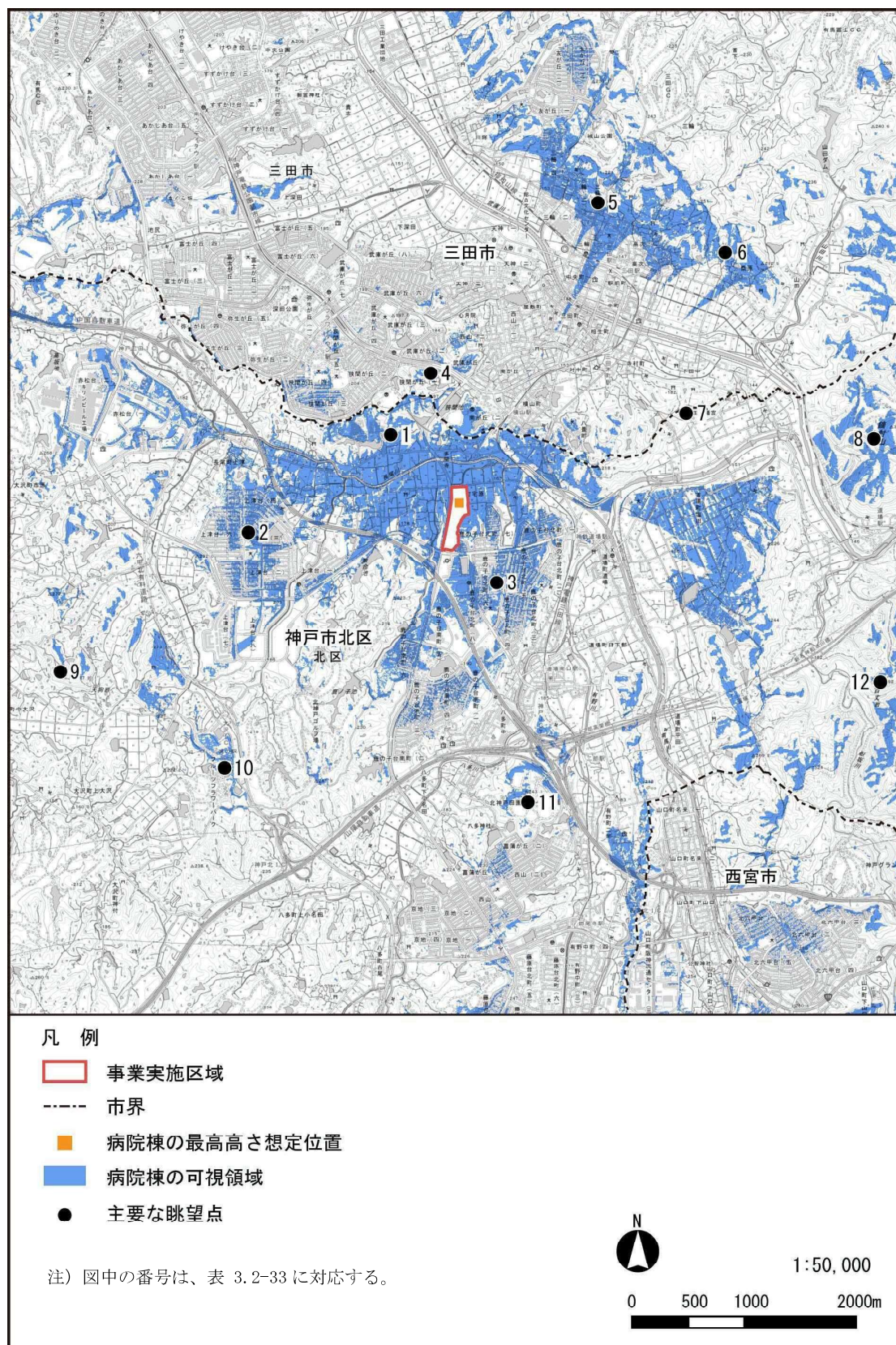


図 3.2-10(2) 可視領域図 (第 2 案)

(10) 文化環境

① 造成、建設工事等に伴う影響

ア. 調査の方法

事業実施区域及びその周囲における文化環境の状況について、既存資料の収集・整理により把握した。

イ. 調査の結果

調査の結果は、「第2章 2.2 地域の自然的状況 2.2.9 文化環境」に示したように、事業実施区域に指定文化財等は存在しないが、埋蔵文化財包蔵地として宅原遺跡群（前掲表 2.2-25、図 2.2-12 参照 該当 No. 119）が存在し、「昭和 60 年度 神戸市埋蔵文化財年報」（1988 年、神戸市教育委員会）によれば、北神中央線建設に伴い行われた埋蔵文化財発掘調査（図 3.2-11 参照）において、事業実施区域の北側に分布する沖積地の一部で建物跡等の遺構や中世の土器等の遺物が発見されている。また、東側隣接地には宅原城跡（No. 124）が存在する。

ウ. 予測の方法

造成、建設工事等に伴う埋蔵文化財包蔵地への影響の程度について、掘削工事が想定される範囲との重ね合わせにより予測した。

エ. 予測の結果

第1案、第2案のいずれも、埋蔵文化財包蔵地内に基礎工事等において掘削が必要な病院棟が配置されるが、第2案の方が、過去の北神中央線の建設に伴う埋蔵文化財発掘調査において、図 3.2-11 に示すとおり、発掘された事業実施区域北側の区域に近づくことになるため、埋蔵文化財への影響（埋蔵文化財が現状変更されるリスク）は、第1案に比較して第2案が高くなる可能性があると予測する。

オ. 評価

評価の結果は、表 3.2-35 に示すとおりである。

予測結果から、いずれの案も病院棟は埋蔵文化財包蔵地内に位置することとなるが、第1案に比較して第2案の方が、埋蔵文化財包蔵地（宅原遺跡群）の中心域で、過去の北神中央線建設事業の埋蔵文化財発掘調査から、埋蔵文化財が残存する可能性が高い場所での掘削等の土工量が大きくなる。したがって、第1案の方が第2案よりも影響は小さいと評価する。

なお、事前配慮の内容に示すように、工事により遺跡が確認された場合は文化財担当部局と協議し適正に保全等の対応を図る。

以上より、いずれの案においても、文化環境に及ぼす影響は、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ低減が図られるものと評価する。

表 3.2-35 文化環境（造成、建設工事等に伴う影響）の評価結果

項目	第1案	第2案
造成、建設工事等に伴う埋蔵文化財包蔵地への影響	○	△

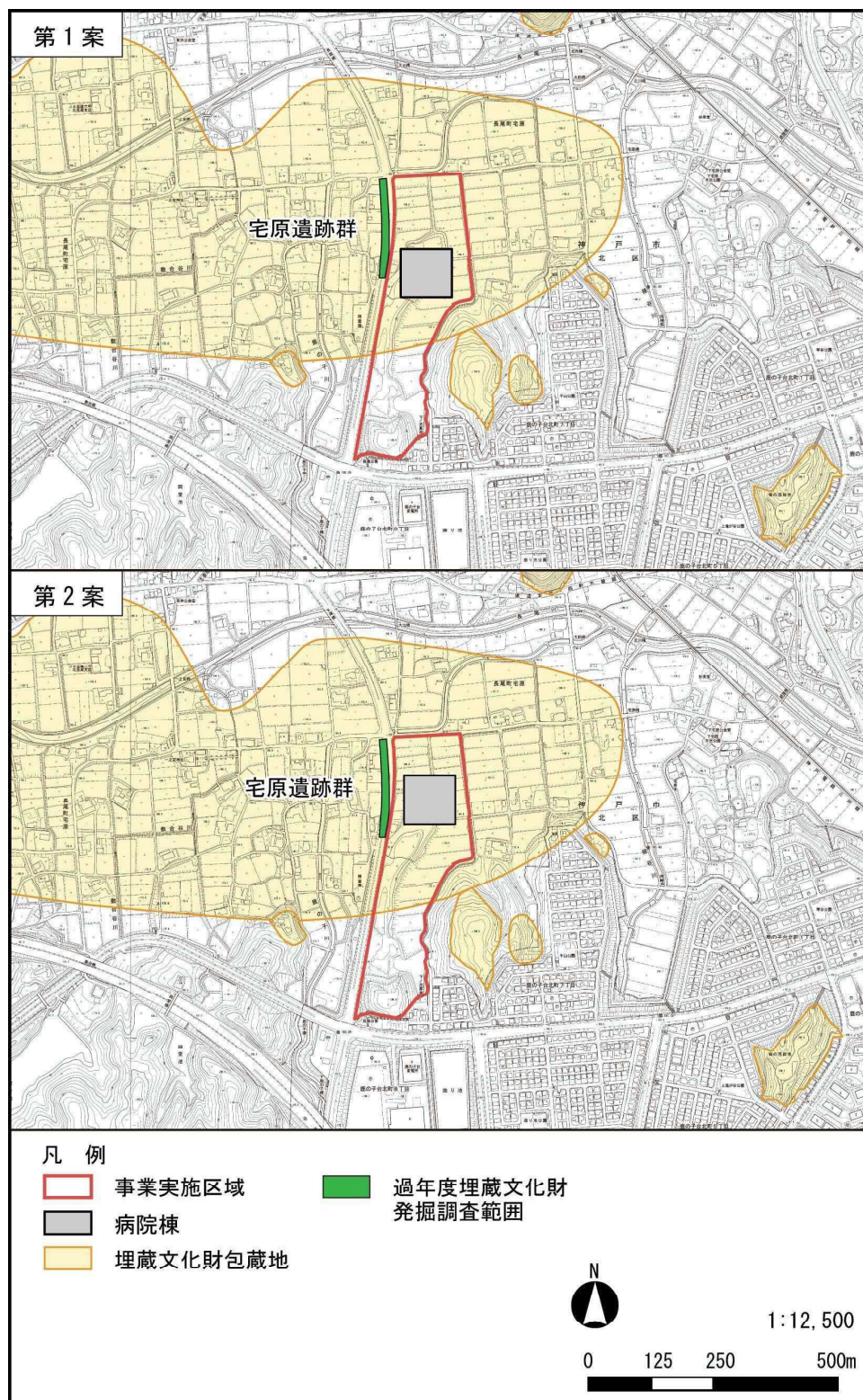


図 3.2-11 埋蔵文化財包蔵地と事業実施区域内の病院棟との位置関係

(11) 廃棄物等

① 造成、建設工事等に伴う影響

ア. 予測の方法

造成、建設工事等の工事中に発生する廃棄物等の種類及び発生量を定性的に予測した。

なお、施設の稼働による影響は、廃棄物発生量の低減に努め、事業活動に伴い発生する医療系廃棄物やその他の産業廃棄物については、関係法令に基づき適切に処理するとともに、資源循環可能な廃棄物は削減、再利用、再生資源化等に努めることから、予測対象から除外した。

イ. 予測の結果

造成、建設工事等に伴い、第1案、第2案ともにコンクリート塊等の廃棄物及び残土が発生すると予測する。(表 3.2-36 参照)

発生する廃棄物の種類は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、金属くず、木くず(伐採木・除根)及び混合廃棄物が想定される。それぞれの廃棄物の発生量は、第1案、第2案で造成する範囲及び主要な建築物は同様であることから、概ね同じと考えられる。

残土の発生量は、第1案、第2案の造成計画の違いにより、異なる可能性はあるが、検討段階であるため、どちらの案の発生量が多いかは現時点では不明である。なお、造成計画の検討にあたっては、敷地内で活用することで、残土の発生量を極力抑制する計画である。

表 3.2-36 発生する廃棄物等

廃棄物等	第 1 案	第 2 案
コンクリート塊	概ね同じ量と想定される。	
アスファルト・コンクリート塊		
金属くず		
木くず（伐採木・除根）		
混合廃棄物		
残土	異なる可能性はあるが、敷地内で活用することで、残土の発生量を極力抑制する計画である。	

ウ. 評価

評価の結果は、表 3.2-37 に示すとおりである。

複数案において発生する廃棄物の種類は同じであり、発生量も概ね同じと考えられる。残土の発生量は検討中であり、どちらの案が多いかは不明であるが、発生土は敷地内で活用する方針のため、差異はほとんど生じないと考えられる。

また、事前配慮の内容に示すように、工事の実施に伴って発生する伐採草木やコンクリート廃材、アスファルト廃材については、可能な限り再資源化を行うとともに、土工量バランスに配慮し、建設副産物（建設発生土等）の排出量の抑制に努めることから、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ廃棄物等の排出量の低減が図られるものと評価する。

表 3.2-37 廃棄物等（造成、建設工事等に伴う影響）の評価結果

項目	第1案	第2案
造成、建設工事等に伴う廃棄物等の発生量	複数案による影響の差異はほとんどなく、事前配慮の内容を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ廃棄物等の排出量の低減が図られるものと評価する。	

(12) 地球温暖化

① 施設の稼働に伴う影響・施設関係車両等の走行に伴う影響

ア. 予測の方法

施設の稼働に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の発生量は、病院の温室効果ガスのエネルギー起源の排出原単位から定量的に予測した。また、施設関係車両等の走行に伴う温室効果ガスの発生量は、定性的に予測した。

なお造成、建設工事等に伴う影響は、高エネルギー効率の機械や工法を採用し、コンクリート工事による排出量の抑制ができる製品を選定する等排出量の低減に努めること、工事関係車両の運行は、低燃費の車両を用いる等の温室効果ガス排出量の抑制に努めることから予測対象から除外した。

イ. 予測の結果

施設の稼働に伴う温室効果ガスの発生量は、第1案、第2案ともに約4,121t-CO₂/年と予測する。（表 3.2-38 参照）

施設関係車両等の走行による温室効果ガスの発生量は、第1案、第2案の施設関係車両の台数及び走行距離は概ね同じと考えられることから、発生量も概ね同じと予測する。

表 3.2-38 温室効果ガス発生量

項目	第1案	第2案
施設の稼働	約 4,121t-CO ₂ /年 (100.5kg-CO ₂ /m ² (排出原単位) × 約 41,000m ² (延べ床面積))	
施設関係車両等の走行	温室効果ガスの発生量は概ね同じと考えられる	

注) 排出原単位：「2021年病院における低炭素社会実行計画フォローアップ実態調査報告書」（令和4年6月、病院における地球温暖化対策推進協議会）に示されるエネルギー起源の二酸化炭素（CO₂）の2020年度の排出原単位。

ウ. 評価

評価の結果は、表 3.2-39 に示すとおりである。

予測結果に示すとおり、複数案による温室効果ガスの発生量に差異はほとんどない。

また、事前配慮の内容に示すように、二酸化炭素の排出抑制策等を実施することにより、事業者の実行可能な範囲内でできるだけ温室効果ガスの排出量の低減が図られるものと評価する。

表 3.2-39 温室効果ガス（施設の稼働に伴う影響・施設関係車両等の走行に伴う影響）の評価結果

項目	第1案	第2案
施設の稼働に伴う影響	複数案による温室効果ガスの発生量に差異はほとんどなく、事前配慮の内容を実施することにより事業者の実行可能な範囲内でできるだけ温室効果ガスの排出量の低減が図られるものと評価する。	
施設関係車両等の走行に伴う影響		

3.2.3 総合評価

各環境要素への影響について、2つの事業計画案で比較し、総合評価した結果は、表 3.2-40 に示すとおりである。

表 3.2-40 総合評価

項目			第 1 案	第 2 案
事業計画	造成範囲		事業実施区域南側の樹林地は保存し、これを除く範囲を造成範囲とすることは第 1 案、第 2 案とも共通である。	
	接続道路		施設関係車両等の接続道路は、一般市道北神中央線及び一般市道宅原線とし、事業実施区域北側の一般市道宅原線を拡幅整備し、一般市道宅原線からの出入口を設けること、一般市道長尾線側には進入路を接続しないことは第 1 案、第 2 案とも共通である。	
	施設関係車両等の出入り		施設関係車両等の出入口は、一般市道宅原線から出入りする動線を主線とする。 救急車及びバスの出入口は、一般市道北神中央線側（病院棟の北西側及び西側）に別途専用口を設けることを検討中であり、一般市道宅原線からの出入口と合わせて 2 か所を設ける予定である。 上記はいずれも第 1 案、第 2 案とも共通である。	
	病院棟の配置		造成範囲のほぼ中央に配置する。	第 1 案よりも 60m 程北寄りに配置する。
	駐車場の配置		一般利用者の駐車場は病院棟の北側をメインとし、一部東側にも配置する。 職員用駐車場は病院棟の南側に配置する。	一般利用者の駐車場は病院棟南側の病院棟近くに配置する。 職員用駐車場は病院棟の北側及び南側の病院棟から離れた位置に分散させて配置する。
環境要素	大気質	造成、建設工事等	△	○
		工事関係車両の走行	－	－
		施設関係車両等の走行	○	△
	騒音	造成、建設工事等	△	○
		工事関係車両の走行	－	－
		施設関係車両等の走行	○	△
	振動	造成、建設工事等	△	○
		工事関係車両の走行	－	－
		施設関係車両等の走行	－	－
	水質	造成、建設工事等	－	－
	日照	施設の存在	○	△
	植物	造成、建設工事等	－	－
	動物	造成、建設工事等	－	－
	生態系	造成、建設工事等	－	－
	景観	施設の存在	－	－
	文化環境	造成、建設工事等	○	△
	廃棄物等	造成、建設工事等	－	－
地球温暖化	施設の稼働	－	－	
	施設関係車両等の走行	－	－	

注) ○：影響の程度が他の案に比べて小さい。
△：影響の程度が他の案に比べてやや大きい。
—：影響の程度にほとんど差がない。

3.3 事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重点事項

事業計画の立案にあたっての環境配慮上の重要事項は以下のとおりである。

3.3.1 土地の造成計画

- ・造成工事の実施にあたっては、事業実施区域内でできるだけ切土量、盛土量のバランスを図り、建設発生土の場外搬出量を抑制する。
- ・受入土が必要な場合は良質な土砂に限り、意図しない有害物質の持込みを防ぐ。
- ・造成工事関係車両が一時期に集中することのないよう、運行台数の平準化を図る。
- ・事業実施区域南側の一般市道長尾線に沿った地区に現存するまとまった樹林地は保存する。
- ・造成工事にあたっては、仮設沈砂池を設置し、その出口において濁度を継続的に監視すること等により濁水の公共用水域流出を未然に防止する。
- ・造成工事にあたっては、可能な限り排出ガス対策型・低騒音型・低振動型の建設機械を採用するとともに、騒音や振動等の影響を低減するための工法を選定する。
- ・強風時や非降雨時が続く場合等、土粒子の飛散防止対策として散水等の措置を講じる。
- ・植栽や造成法面の緑化等を行う場合には、潜在自然植生に配慮し樹種等を選定する。
- ・植栽又は種子吹付を実施する場合は、特定外来種等が混入しないよう留意する。
- ・事後調査等で重要な動物が確認された場合には、避難経路が確保できるよう配慮しつつ施工にあたる。
- ・造成工事等において埋蔵文化財が確認された場合は、文化財担当部局と協議し適切な措置を講じる。
- ・伐採した草木は、バイオマス資源等として有効利用することに配慮する。

3.3.2 建築工事計画

- ・建築工事に用いる機械は、排出ガス規制に適合した機種を用いる。
- ・建築工事に用いる機械は、低騒音、低振動型の機械の採用に努める。
- ・基礎工が地下水脈に及ぶ場合は、山留壁により止水し、必要に応じてリチャージウェルにより還流する。
- ・工事にあたっては、プレキャスト製品の使用等による熱帯木材の使用削減を図り、木材を用いる場合は間伐材の有効利用等、森林資源の保護に努める。

3.3.3 工事着工後の管理計画

- ・仮設沈砂池の出口において継続的に濁度を監視するとともに、定期的な浮遊物質（SS）の調査を継続し、濁水の監視体制を構築する。
- ・豪雨発生時には随時巡視・点検を行い、濁水の流出が生じていないか管理する。
- ・保存する樹林地は必要に応じて間伐等の管理を行い、倒木や荒廃を未然に防ぐほか、必要に応じて多様な生物の生育・生息基盤となるよう関係者と協議を行う。
- ・仮設沈砂池で堆砂が進んだ場合は、水草と水生生物を避難させたあとに、必要水量を確保できるよう池底を掘削する。
- ・事業実施区域内で「神戸の希少な野生動植物－神戸版レッドデータ 2020」（令和3年、神戸市）に基づく神戸版ブラックリストにある外来生物を発見した場合は、同区域内で処分する。

3.3.4 施設計画

- ・事業実施区域の南南東側（一般市道長尾線沿線等）にまとまった住宅が存在するため、当該住宅への生活環境上の影響を軽減する計画とする。
- ・病院棟は日影規制の対象となる中高層建築物にあたることから、建築基準法の規定を遵守するとともに、敷地境界の外側にできるだけ日影が生じない範囲に配置する。
- ・駐車場は、場内渋滞を避けるため車両が1箇所集中しない計画とする。
- ・駐車場への出入口（車で病院へのアクセス）は、一般市道宅原線から出入りする動線を基本とし、沿線に住宅地や商業施設が多い一般市道長尾線からは直接出入できないようにすることにより、渋滞等による生活環境の悪化を未然防止する。
- ・一般利用者の公共交通機関でのアクセス性向上のため、鉄道駅、その他公共施設からの路線バス、シャトルバス等の運行に向けて関係者と協議する。
- ・施設からの排水は、公共用水域へ直接的に排水を行わないよう、公共下水道に接続することを検討中である。
- ・再生可能エネルギー（太陽光、地下水熱（地中熱）等）の活用を図る。
- ・駐車場等に透水性舗装を敷設し、雨水貯留槽を設置することにより、地域の水循環に貢献するほか、雨水の中水としての有効利用に努める。
- ・事業活動に伴う車両の選定にあたっては、電気自動車、天然ガス自動車等の導入に努めるとともに、充電設備の設置等の低公害車普及のための基盤整備への協力に努める。
- ・建造物の外観については、色彩や形状、材質等に配慮し訪れる人に安らぎが感じられるような景観形成を図る。
- ・街路樹、植込み等を整備する場合は季節感の感じられるものを選定し、景観に配慮する。

3.4 事前配慮の実施により期待される環境の改善に係る効果について調査する方法

事業実施区域及びその周囲において、対象事業の実施による工事、存在、供用の各段階における環境の状況について、「神戸市環境影響評価等技術指針」（平成25年4月、神戸市）に準じて事後調査計画書を作成し、必要と考えられる項目を対象として事後調査にて把握を行う。

3.5 その他事前配慮の実施に係る事項

事前配慮段階における環境配慮の内容の実施により、事業実施区域周辺への環境影響の程度は低減されるものと考えられるが、事業計画の熟度に係る不確実性や、植物、動物、生態系等の調査等に係る不確実性については、今後の手続きにおいて必要に応じて調査等を検討し、実施する。

第4章 対象事業の内容によって個別に記載する事項

本事業の規模は、敷地面積が約 76,000m²であり、そのうち陸域の土砂埋立または盛土等により、自然地を改変する面積が約 64,000m²の事業である。

本事業の造成面積は 5ha (50,000m²) 以上、かつ、20ha (200,000m²) 未満であることから、「神戸市環境影響評価等に関する条例」(平成 9 年 10 月 1 日神戸市条例第 29 号) 第 2 条第 1 項第 3 号の第 2 類事業に該当する。

また、造成は新病院の整備を目的とするものであり、その規模等の具体的な内容は現段階では検討中であるが、最大でも 8 階建て(高さ 40m 程度、延床面積 45,000m²)であり、条例に定める大規模建築物(高さ 60m、延床面積 100,000m²)には該当しない。なお、病院利用者等の施設関係車両による交通量の増加に係る環境影響等、供用後にも一定の環境配慮が必要なことから、病院の存在、供用時の環境影響にも配慮した事業内容とするよう努める。

今後、「神戸市環境影響評価等に関する条例」第 8 条の 9 に定める第 2 類事業の「判定願」を提出し、第 2 類事業の判定手続きの実施を願い出る予定である。

第5章 受託者に関する情報

事前配慮書の作成は、以下に示す者に委託した。

委託先の名称：日本工営都市空間株式会社 神戸事務所

委託先の住所：神戸市中央区伊藤町 121

代表者の氏名：永野 幸司